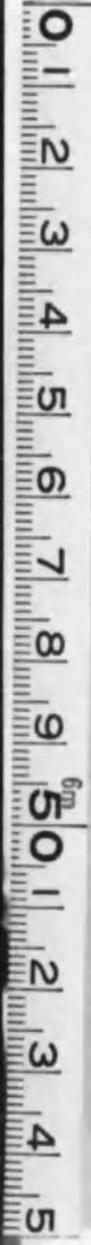


特261

454

聖光録
下



始



特 261
454

録光聖



桓武天皇柏原陵

(京都市伏見區桃山町字永井久太郎)

陵は(式制兆域東八丁西三丁南五丁北六丁)現兆域周回四百四十間、圓形の封土にして南に面し松樹蒼生せり周圍に石柵を繞し聖域を廊す、此陵その昔豊臣秀吉桃山城を築くに際し取毀つ處となり舊形をとめず、萬延年中、種案、十數年間の苦心の後現陵の地を發見、明治十三年二月御治定の上大修理を加えられたるもの

御名 山部 光仁天皇第二皇子、御母皇太夫人新笠、天平九年御降誕、初め諸王たりしが天平寶字八年四月從五位下に敍し累進、寶龜元年十一月親王となり二年三月中務卿に任じ三年五月父皇皇太子他戸親王を廢し給ふや藤原百川の推奏に依り四年正月皇太子と立ち給ひ、天應元年四月受禪遊され即位し給ふ、天皇は天資英明にましまし平城京の情弊充滿せるを看先づ都を遷し人心を一新せんと思召され、延暦三年五月山城國長岡に都城を經始し十一月還御せらる長岡宮是なり、それより和氣清麻呂の議により延暦十三年(紀元千四百五十四年)今の京都(山城國宇太村)に御營宮遊され遷らせ給ふ、是れ平安京にして平城京に倣へども其規模實に宏大にして明治二年に至る一千七十五年間歴代の天皇の帝都の礎を築き給えり、又東北の暇夷反したれば延暦十六年(紀元千四百六十一年)坂上田村麿をして全く平定せしめ給ふ同二十三年には最澄、空海等入唐し二十四年最澄歸朝し比叡山延暦寺に於て天台宗を傳へる、御在位二十五年大同元年三月十七日(紀元一千四百六十六年陽四月十三日)御壽七十歳にて崩御遊され四月十三日現陵に奉葬、桓武天皇と追諡す。

參陸日誌

昭和

年

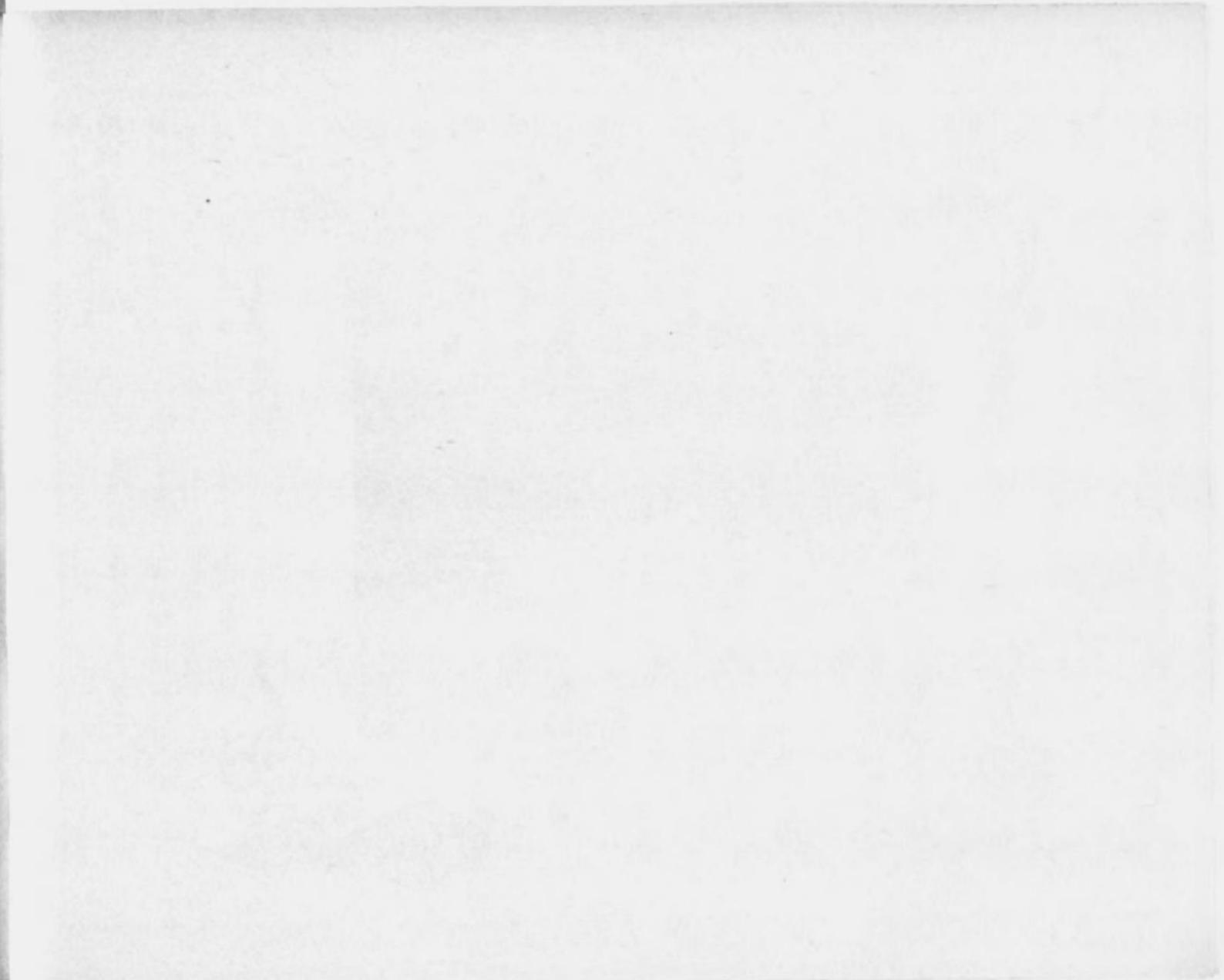
月

日

附近探勝記



段 原 柏



平城天皇楊梅陵

(奈良縣生駒郡跡村大字佐紀)

陵は(式制東西二丁南北四丁)現兆城周圍百九十八間五分南面の三壇に築かれたる圓墳にして、徑四十五間高さ四十尺周圍に空堀と土堤及柏生垣を繞し、陵上には松樹蒼生せり

御名 安殿初め小殿と曰す、桓武天皇第一皇子、御母は皇后乙牟漏、寶龜五年八月十五日御降誕、延暦四年九月桓武天皇、皇太子早良親王(崇道天皇)を廢し給ふや十一月皇太子と立ち給ひ、大同元年三月踐祚、五月大極殿に御即位遊され給ふ、天皇は父皇の御意を繼ぎ左右近衛府の兵數を改定し、國司の期限を定め春宮職員、書工、漆部、宮陶、鍛冶、十餘司を併省し、圖書寮、內藏寮以下上長の員數を減じ其他の冗員を淘汰し大いに政を簡素にせられ改革される事甚多し、又本朝の始め大同元年空海歸朝、初めて眞言宗を擴む御在位四年、大同四年四月位を皇弟(嵯峨天皇)に譲り太上天皇となり給ふ、上皇の寵嬖に藤原藥子あり、上皇を重祚せしめ己れ皇后たらんとし兄仲成と謀る、事成らざるに仲成誅せられ藥子毒を仰ぐこれにて亂も治る、天皇宮に還り薙髮し給ふ、天長元年七月七日(紀元千四百八十四年陽八月九日)聖壽五十一歳にて崩御遊さる、十二日現陵に奉葬十月十一日平城天皇と追諡す。

參院日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



楊 梅 陵



嵯峨天皇さかのみこと嵯峨山上陵

(京都市右京区北嵯峨朝原山町)

陵は現兆域周回百二間一分、今陵上土を封して圓墳となす、此陵は天皇の遺詔「棺を作るに厚からず之を覆ふに蓆を以てし約するに黒葛を以てし床上に置き衣衾飯含平生の物、一に皆之を絶て又北幽僻不毛の地を擇びて葬に三日を限る又坑を穿つに淺深縦横棺を容るべからしめ棺既に下し了れば封せず地を平ならしめ草を上を生ぜしめ長く祭祀を絶て」に依り山上僻地不毛の現陵に奉葬せられし由、嵯峨山の頂にして平安京の洛中洛外一望に俯瞰し遠く巨椋池、八幡山崎の連山より淀川が一條の白布の延たる如き景趣を聚め聖域に對する敬虔の念を湧起せしむ

御名 かみの神野 桓武天皇第四の皇子、御母は皇后乙牟漏、先帝の同母皇弟延暦五年九月七日長岡宮に御降誕、二十二年三品より累進大同元年五月彈正尹に任し六月皇太弟となり四年四月平城帝の譲りを受けて御即位遊さる、天皇時勢を察し新に宮中に藏人所(官廳)を置きて機密の文章を掌らしめ別に檢非違使を置き警察、裁判を掌し給えり亦此御代に東夷反したれば文屋綿麿ふんやわたまろを遣し餘類を平げ瞻澤城いざさに鎮守府將軍を置き此地を治めしめ給ふ、天皇文學を御好になり詩文では小野篁ののたかむらと才を競われ書道では空海くうかい、逸勢はつせきと並び三筆と稱せられ給えり、御在位十四年弘仁十四年四月淳和帝に位を譲り承和元年八月嵯峨新院に遷御九年七月十五日(紀元千五百二年陽八月二十八日)嵯峨院に崩御、御壽五十七、十六日現陵に奉葬、嵯峨天皇と追諡す。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



陵上 山 鏡 籠



第五十三代

淳和天皇 大原野西嶺上陵

(京都府乙訓郡大原野村大字大原野)

陵は現兆域周回二百四十二間三分、標高一千百十尺の小鹽山の絶頂にして慶應元年修治し後、再修の際土を封じて丘體となし周圍に石牆を繞したる由、東向の山形にして周回七十間、陵上には松柏樹森々とす此陵は始め周圍三間斗りの小石を積み圍みたる圓冢が東西に四個相並び其上に雜樹叢生したる由遺詔には散骨の禮とあれど至尊の灰骨空しく風に委すに忍びず此圓冢に藏し奉れるものなるべし

御名 大伴 桓武天皇第五皇子、御母皇太后旅子、平城、嵯峨二帝の異母皇弟たり延暦五年御降誕、二十二年正月三品に敍してより累進弘仁元年中務卿に轉じ九月皇太子高岳親王癢さるに及び皇太弟と立ち給ふ天皇、表を累ね情を陳て之を辭し給ひしが允されず四年四月嵯峨天皇の禪を受けて大極殿に即位し給ふ、天皇は御幼少より書道に秀で給ひ殊に草書に妙を得られ而かも天資溫柔に在し友愛の御心厚く御兄弟仲特に睦じく御位に即せられ嵯峨天皇の第三皇子正良親王を皇太子と立させ給ふ、又佛儒兩道に御心を傾け給われしかば名僧智識文學者多く出づ御在位十年、天長十年二月淳和院に徙り位を皇太子に譲り承和七年五月八日(紀元一千五百年陽六月十五日)崩御聖壽五十五歳、十三日乙訓郡物集村に火葬し御骨を碎粉して現陵地に散し奉る、淳和天皇と追諡す。

參院日誌

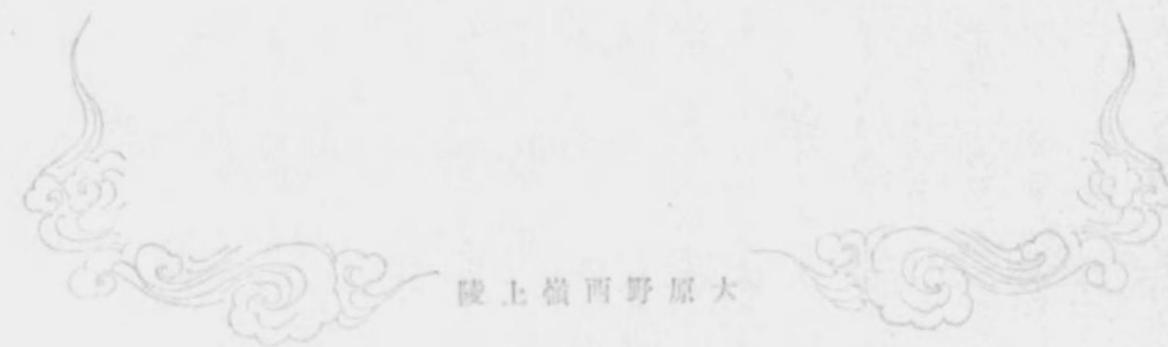
昭和

年

月

日

附近探勝記



大原野西嶺上陵



第五十四代

仁明天皇深草陵

(京都市伏見區深草東伊達町)

陵は現兆域周回百三十六間六分南面の方形にして周圍に空陸を繞らし外堤を築き陵背に路を隔て、丘を負ひ三方田園に浴ふ陵上には松樹蒼生す

御名 正良 嵯峨天皇の第三皇子、御母は皇太后嘉智子、弘仁元年御降誕、十四年四月皇太子と立ち給ひ天長十年二月淳和院に受禪し三月大極殿に即位し給ふ、承和三年初めて檢非違使廳を置き六年には彈正臺が逮捕の任に堪へぬとの事より其任をも使廳に委ね給ふ、九年七月春宮帶刀伴建岑、但馬權守橘逸勢等皇太子恒良親王を奉じて東國に走り亂を謀るとの風聞ありしかば詔して伴建岑、橘逸勢等を捕へ配流し皇太子を廢せられ給ふ、これ恒良親王は藤原氏の出にあらず且つは藤原氏全盛期なれば良房等の喜はざる結果なり、天皇深く學問を好み亦御孝心特に篤く就中太皇太后にはよく仕へ奉り御機嫌伺ひには必ず御徒歩にあらせられたれば待臣達には感涙に咽ばざるはなかりきと、御在位十七年嘉祥三年三月二十一日(紀元一千五百十年陽五月十日)清凉殿に崩し給ふ御壽四十一歳、同月二十五日現陵に奉葬、仁明天皇と追諡す。

參院日誌

昭和

年

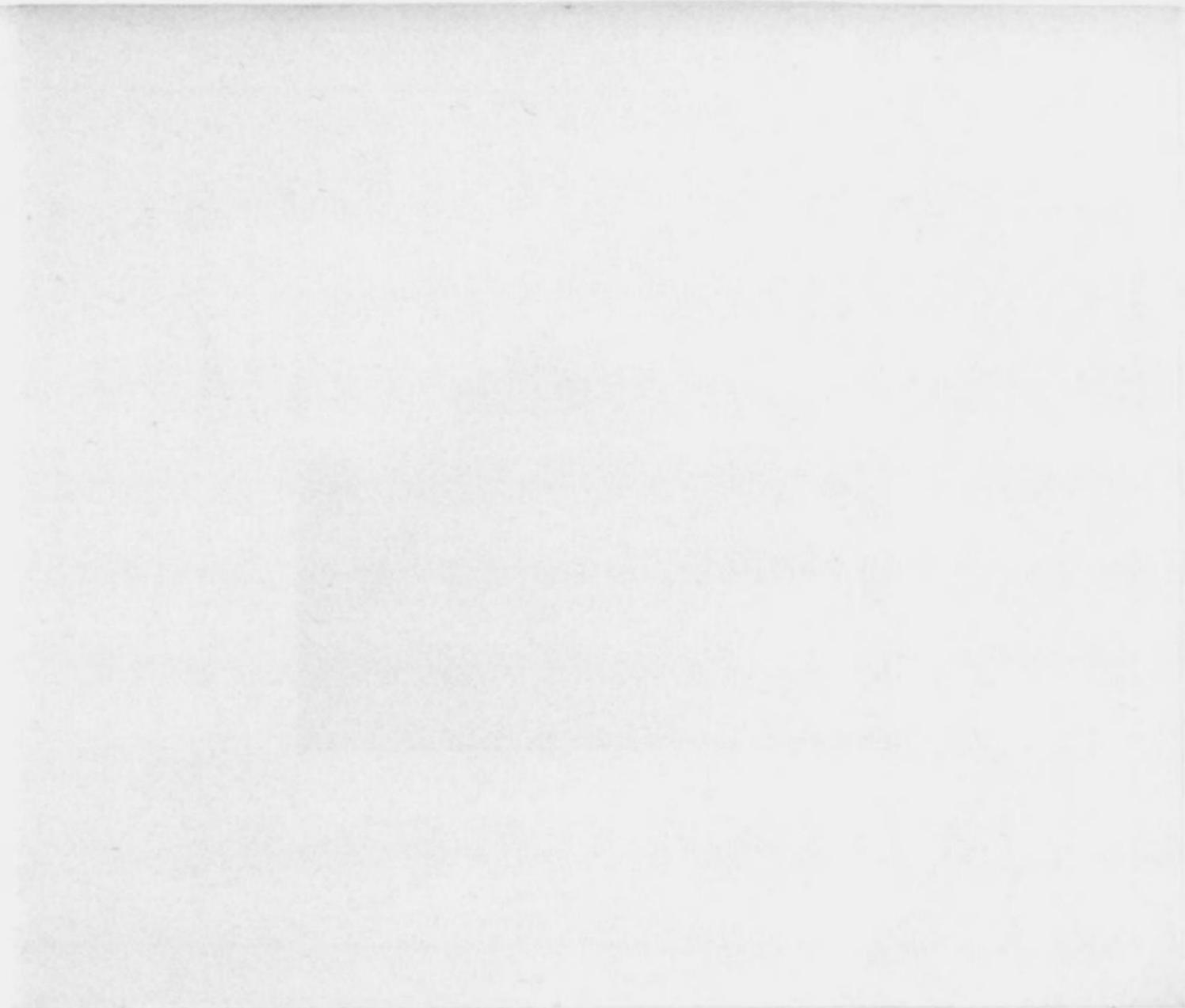
月

日

附近探勝記



深草陵



文德天皇田邑陵

(京都市右京區太秦三尾町)

陵は(式部東西四丁南北四丁)現兆城周回二百四十五間南面に築きたる圓墳にして周回六十間余高さ二十尺余陵上には松樹森々とす、地は古の眞原岡にして陵は其頂に位し半圓隆狀の池之を擁す蓋し周濠の遺、今南に陵道を設けて兩斷したれば東側は水涸れ西側のみ水を湛ふ

御名 道康 仁明天皇第一皇子、御母は皇太后順子天長四年八月御降誕、承和九年八月四日皇太子と立たせ給ひ嘉祥三年三月受禪四月大極殿に即位し給ふ御在位八年改元三度、當時藤原氏の一門に博學の士多く諸門に擢んで隆盛を極む之一に天皇も又藤原氏出の御母を持たれ、女御明子は良房の女なれば良房勢力を得終に太政大臣となる、人臣にして太政大臣は之を始とす、天資明察にわたらせ給ひ能く人の姦を知り専ら昇平の化を思はせ給ひしが聖體御多病にあらせられしかば萬機を廢される事頻々政多く太政大臣藤原良房の手より出でたり天安二年八月二十三日夜俄に不豫二十七日(紀元一千五百十八年陽十月十一日)御年三十二歳にして冷泉院の新成殿に崩し給ひ、九月六日眞原岡に奉葬し文德天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



三



四 色 腹



清和天皇水尾山陵

(京都市右京区嵯峨水尾清和)

陵は地區方形にして丘體を作らず四周に透塀を繞し西方に門を構へ前峻岑に面し東背丈余の石疊の崖をなす、文久三年修治の當時大小數石陵上にあり中に梵字を刻せるあり中には卒都婆の破片の如きもあり修補を重ねるに土を覆ふ、現兆域周回百十一間八分、標高一千尺余の峻隘山腹に位し陵上杉檜の老樹茂翳し古より所在を明傳す

御名 惟仁^{みよひと} 文德天皇第四皇子、御母皇太后明子、嘉祥三年三月二十五日外祖右大臣藤原良房の東一條第に御降誕、十一月二十五日皇太子と立たせ給ふ天安二年八月踐祚十一月大極殿に即位し給へり、時に御壽九歳外祖父良房攝政となり政を攝す、人臣にして攝政の始めなり併して後世に惡例を残し政權亦藤原氏一族に歸す此御宇、八幡大神を山城の男山に遷し石清水八幡宮と崇敬せらる、亦陵墓の制を整へられ或は宣明曆を頒布し、新錢を鑄せらる等御事蹟多し、天皇は殊に風儀麗しく端嚴なる事神の如く性寬仁明恕溫和寡言に在まし書傳を讀み深く佛教に歸依し給ふ、御在位十八年貞觀十八年十一月染殿院に行幸遊され位を皇太子(陽成院天皇)に譲り元慶元年三月清和院に御し三年五月攝政基經の山莊栗田院に徙り落飾素眞と號し諸方を巡歴遊さる、四年十一月圓覺寺に還御十二月四日(紀元一千五百四十一(陽曆)年一月十一日)同寺に崩御遺詔に依り栗田山に火葬し御骨を現陵に奉葬清和天皇と追諡す。

參攷日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



水尾山機



陽成天皇神樂岡東陵

(京都市左京區淨土寺眞如町)

陵は現兆城周回八十五間六分、地を劃すること方形にして東西に稍々長く陵其中央北に位す、南面の圓形墳にして封土の高き十尺余周圍に空堀土手かなめの生垣を繞し陵上には老松桎樹叢生す

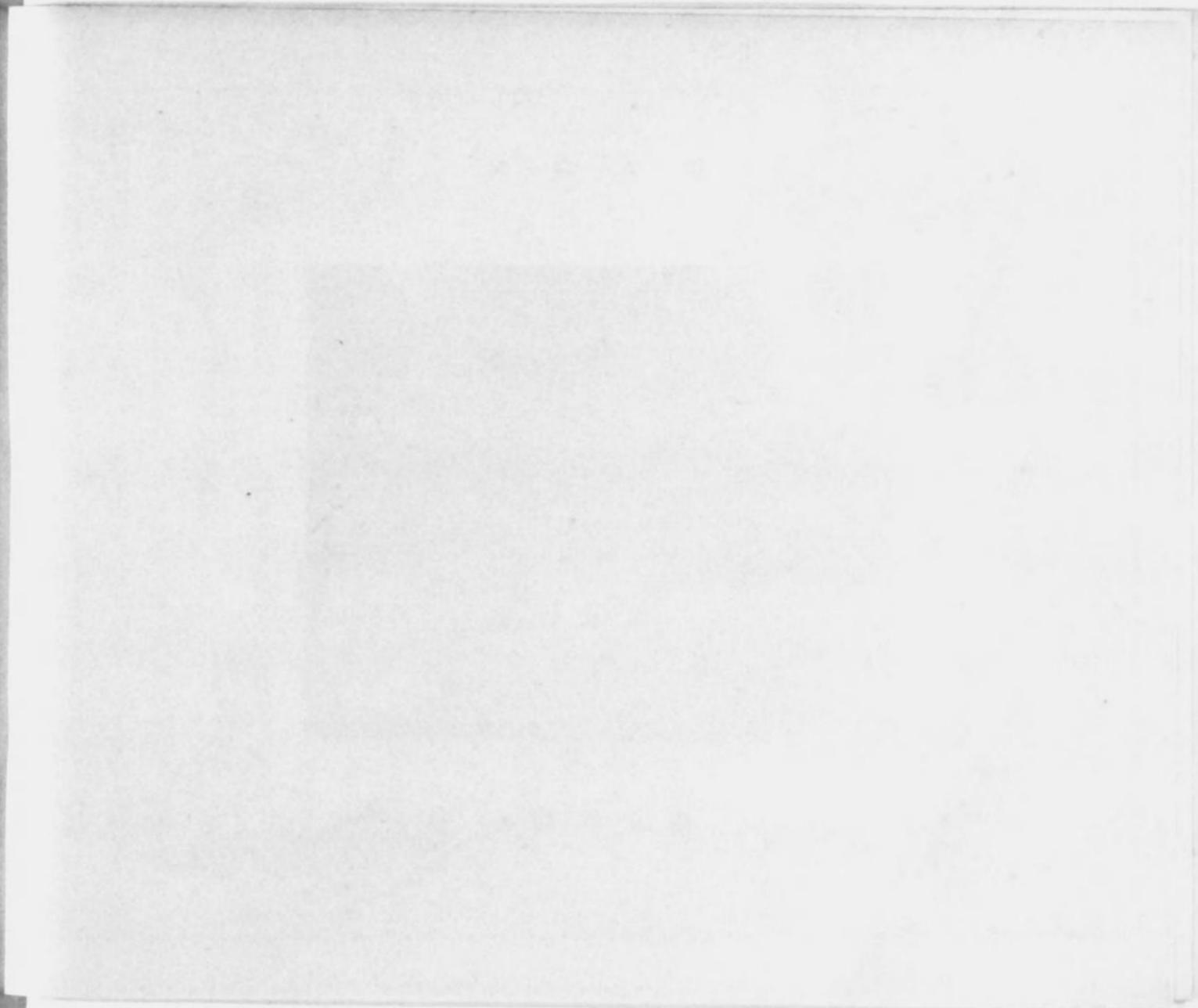
御名 貞明さだかほ 清和天皇第一皇子、御母皇太后高子、貞觀十年十二月十六日まゐ樂あそび殿院に御降誕遊され、十一年二月一日立太子、十八年十一月受禪、元慶元年正月よひ豐樂殿に即位遊され給ふ、時に御年十歳御幼少に互らせ給へば藤原基經攝政して専ら政務を行ふ、即ち天皇御母皇太后高子は基經の令妹に當らせ給ふ爲なり、又天皇御平素御病身にあらせ給へば政攝之を憂ひ、御在位僅かに八年にして元慶八年二月位を光孝天皇に譲り給ふ「つくはねの峰よりおつるみなの川戀ぞつもりて淵となりぬる」の御製によりても天資の程拜察せらるべし、天曆三年九月二十日落飾二十九日(紀元一千六百九年陽十月二十八日)御壽八十二歳にて崩御、十月三日夜現陵に奉葬、陽成天皇と追號し奉る。

參陸日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



神樂同東俊



光孝天皇後田邑陵

(京都市右京區宇多野馬場町)

陵は現兆域周回百六十四間三分南面の圓墳にして高さ八尺周圍四十尺余土手かなめ生垣を繞し、陵上には古松一株茂生す舊と天王塚と稱せしもの是なり又陵の乾隅に老杉を生せじ一家あり古へより愛宕田七本杉と稱せしもの

御名 時康 仁明天皇第三皇子、御母は贈皇太后澤子、文德天皇の異母皇弟たり、天長七年御降誕、承和の初め親王となり十三年正月四品に敍し累進して一品式部卿となり常陸太守を兼ね給ふ、元慶八年二月陽成院天皇位を遷れ給ふに及び太政大臣藤原基經親王公卿と策を定め神器を奉じて天皇に勸進す天皇辭讓し給ひしが遂に東二條宮に迎へ奉る、天皇東宮に入り尋で大極殿に即位し給ふ時に御年五十五歳、天資謙恭寛仁にまし／＼一には基經の奉戴したるあれば即位の始め「百官の事を奏する先ず太政大臣基經に資稟し後奏聞せよ」と後の關白の例こゝに胚胎す、翌年仁和と改元參議以下に貂裘を禁じ唐物を買ふ事を禁せられる等御治蹟多けれど御在位僅に三年にして仁和三年八月二十六日(紀元一千五百四十七年陽九月二十一日)聖體不豫、皇子定省親王を皇太子となし仁壽殿に崩し給ふ、御壽五十八歳、九月二日現陵に奉葬光孝天皇と追諡す。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



後田色殿



宇多天皇大内山陵

(京都市右京區鳴瀬宇多野谷)

陵は標高六百六十尺大内山の北峽に位し、天皇崩し給ふや現陵地に御火葬し奉り御拾骨の事なく其趾に土を覆はれたるもの、山中平坦の地に南面に營みたる方形墳なれど丘體なく陵上には一族の老松茂生せり、四周に空堀、うばめ、かし生垣を繞し、現兆域周回八十間三分

御名 定省^{さだかみ} 光孝天皇第十六皇子、御母は皇太后班子女王、貞觀九年五月五日御降誕、元慶八年四月、姓源朝臣を賜り仁和三年八月二十二日太政大臣藤原基經等奏して天皇を皇嗣に立てん事を請ふ、光孝天皇大いに喜び急に天皇を召し給ひ右に天皇の手を左に基經の手を取りて曰く「大臣の恩深し汝忘るゝこと勿れ」と直ちに親王とたて皇太子となし給ふ、二十六日宣耀殿に踐祚し十一月大極殿に即位遊さる時に御年二十一歳、詔して萬機大小もなく太政大臣に關白して然る後奏上せしめ給ふ、これ關白の始めなり、併し天皇は夙に藤原氏の專權を憤り之を抑制せんとする御志あり、基經薨後は關白を置かず萬機御親らなし給ひ、學徳高き菅原道眞を擧げ用ひ右大臣となし、基經の子時平と並び政を執らしめ給ひその私情に拘らず公儀を貫き給へる處眞に人君の龜鑑と仰き奉るべし、御在位十年寛平九年七月位を皇太子に譲り昌泰二年仁和寺に落飾し四年三月室を仁和寺に營み給ふ、世に御室と稱す、承平元年七月十九日(紀元一千五百九十一年陽九月八日)御室に崩御御壽六十五、宇多天皇と追設し九月六日現陵に奉葬す。

參攷日誌

昭和

年

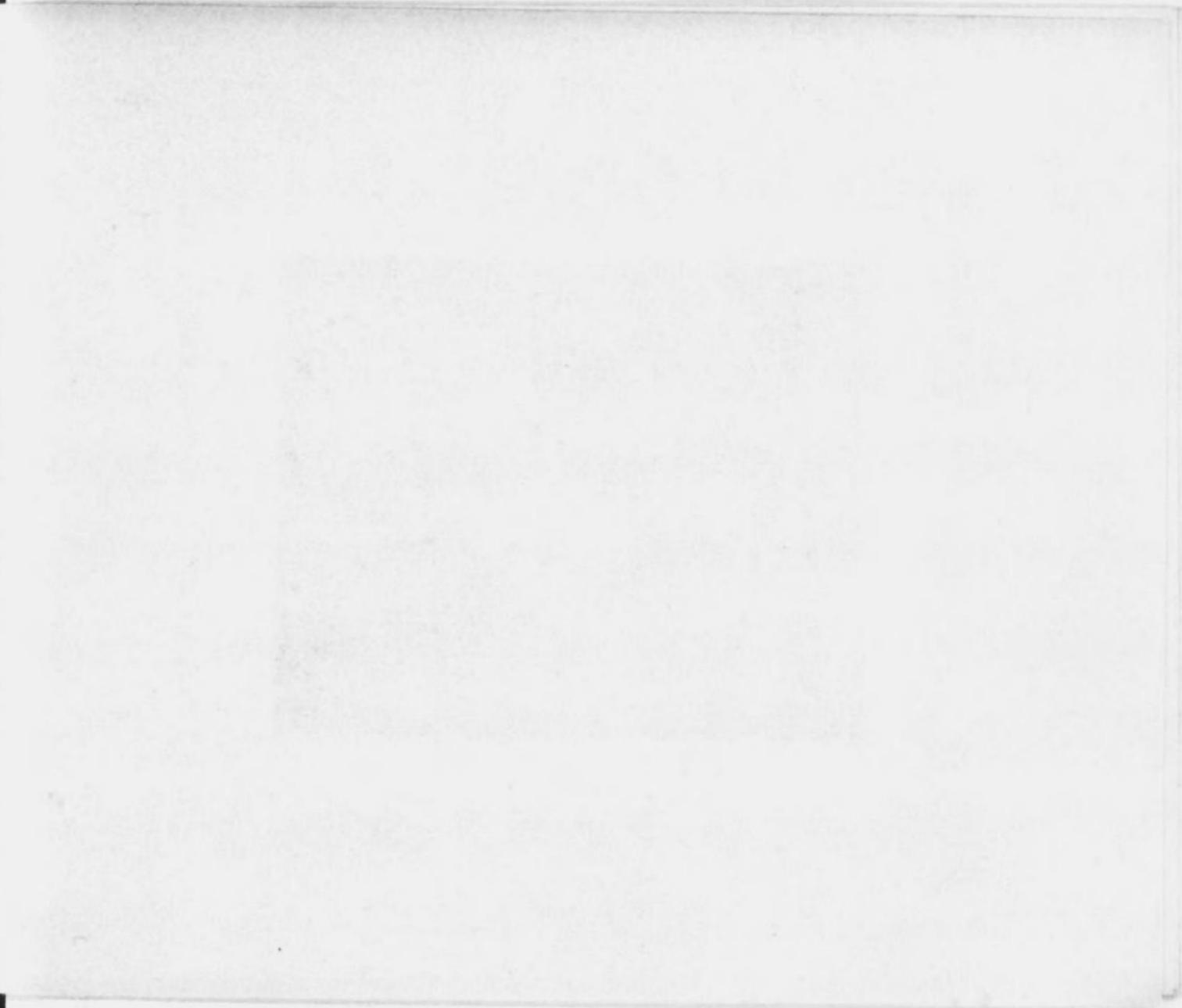
月

日

附近探勝記



大内山



第六十代

醍醐天皇後山科陵

(京都市伏見區醍醐古道町)

陵は現兆域周回百四十五間南面圓形の平墳にして徑二十三間、遺詔にて丘體を作らず周圍に空陸を穿ち低き外堤を築きたる由、今周圍にウバメの生垣を繞し陵上に老松鬱蒼とせり

御名 敦仁あつさか 初め維城と曰す宇多天皇第一皇子、御母贈皇太后胤子、仁和七年正月十八日御降誕、寛平元年十二月親王となり五年四月皇太子と立ち給ひ九年七月讓を受けて御即位遊され給ふ時に御年十三歳、藤原時平を左大臣、菅原道真を右大臣として政をたすけしめ給ふ、天皇は特に御仁慈深く下情を察しられ寒夜に御衣を脱ぎ民の辛苦をおもひやり給ひ、廣く臣下の言を納れて政を勵まし給ひければ延喜の治と稱して頗る太平なりき、又敬神崇祖の御心厚く神代三陵以下歴代天皇の御山陵を巡檢せしめ給ひ、所在地、陵名、兆域、陵戸、守戸並に祭典の方式修覆の方法等まで規定し給ふ、延喜諸陵式之なり尙平安朝の始めより假名文字起り國語を容易にするし得れば、國文和歌大いに起り有名の歌人續出せり、天皇勅して紀貫之に古今和歌集を撰せしめ給ふこれ勅撰和歌集の始とす、又時平の讒に依り道真筑紫に流され「去年今夜侍清涼」と吟ぜしも大宰府に薨ぜしも此御代(紀元千五百六十一年)なりき御在位三十三年、延長八年九月二十二日朱雀帝に位を譲り二十九日(紀元一千五百九十年陽十月二十八日)御壽四十六歳にて崩御、十月十日現陵に奉葬醍醐天皇と追諡す。

參陸日誌

昭和

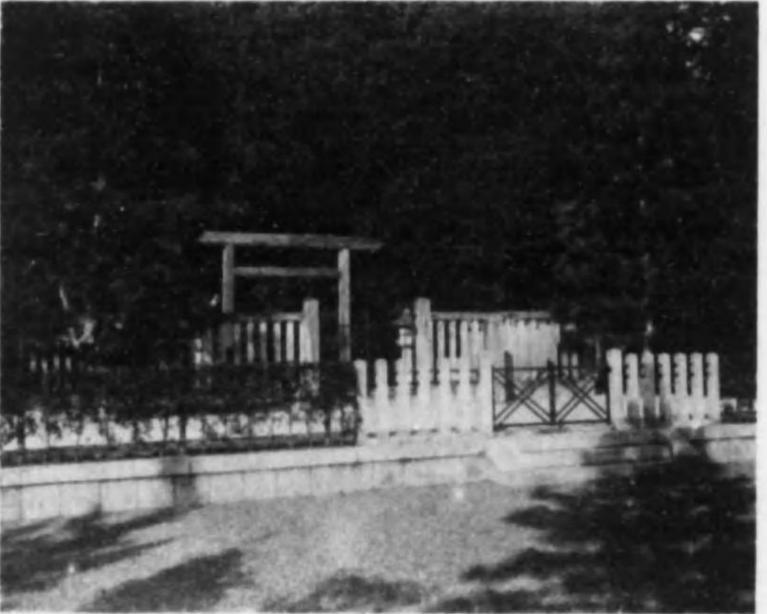
年

月

日

附近探勝記

醍醐天皇



後山科陵

醍醐天皇對山科剱

後山科剱

(京都府京都市左京區山科)

醍醐天皇、皇孫十一年、
 于正百八十一年八月二十八日、醍醐四十六年三月、十月十日、醍醐天皇、
 壽終三十三、翌日八平武日二十二日、求麻呂討之、崩、二十三日、(醍醐天皇)
 壽終、御葬、(醍醐天皇)大御宇、(醍醐天皇)其時、(醍醐天皇)正百六十一、
 御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、
 大御宇、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、
 正百八十一年八月、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、
 (醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、
 (醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、(醍醐天皇)御葬、





後山科段



朱雀天皇 醍醐陵

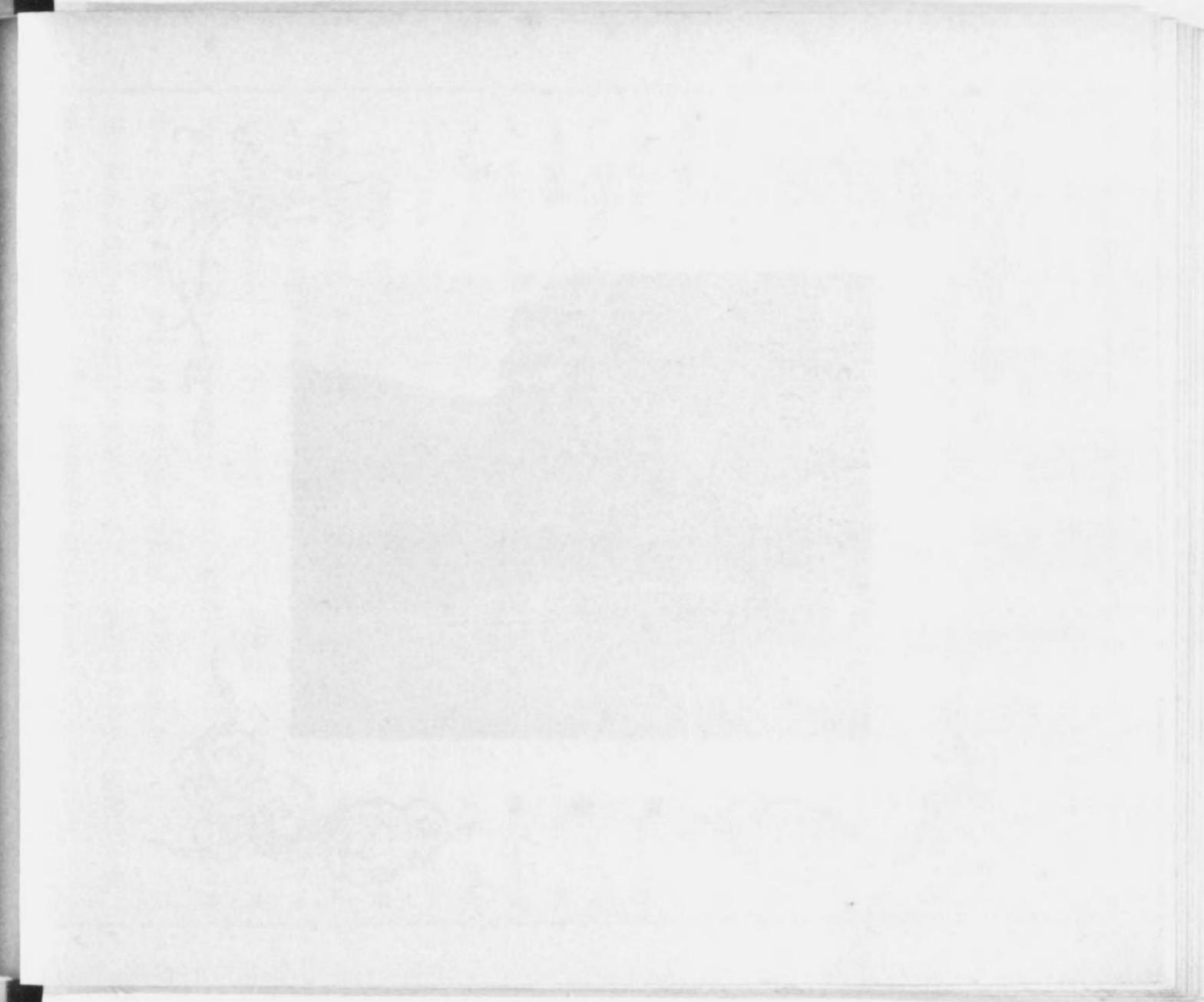
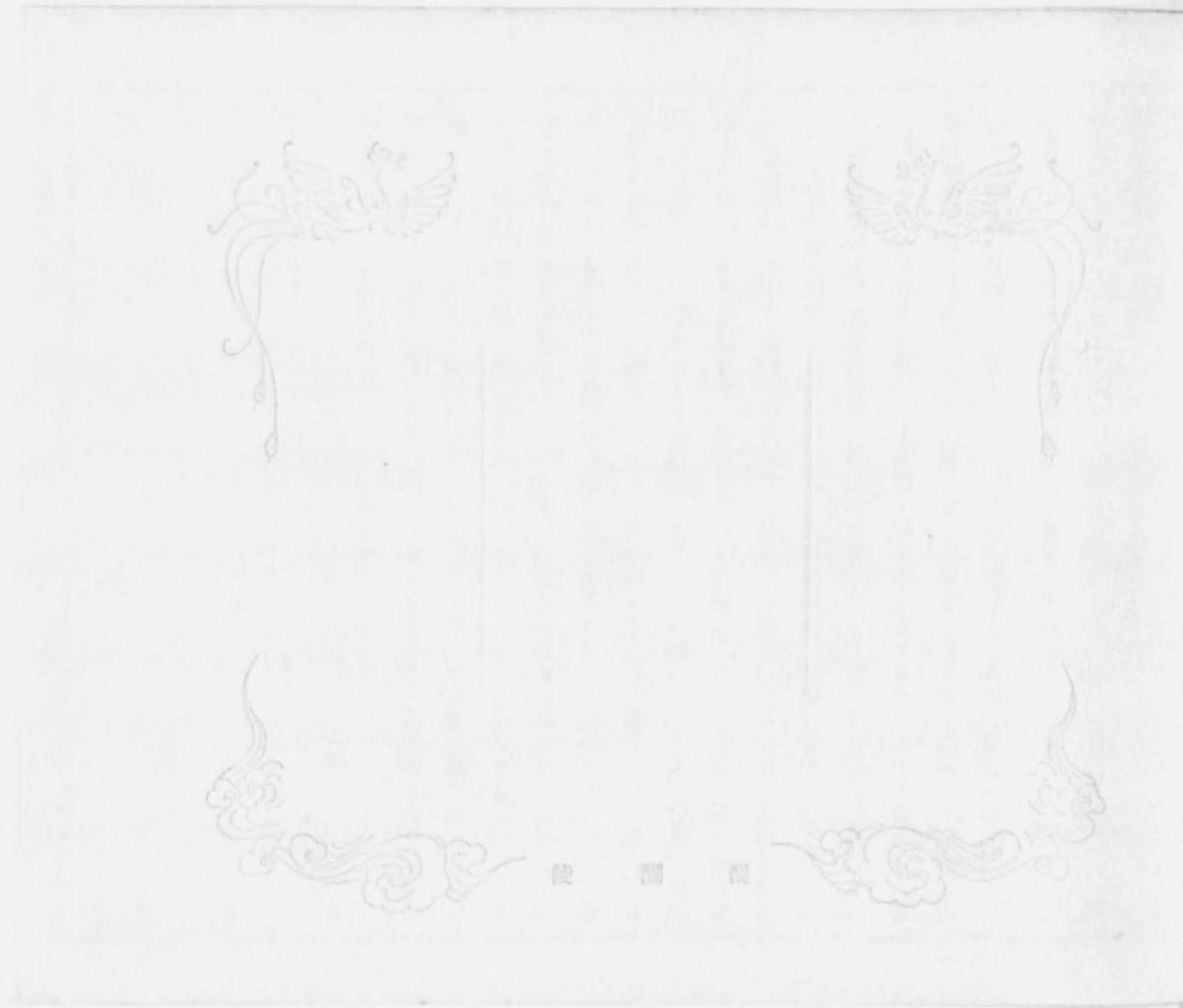
(京都市伏見區醍醐御陵東裏町)

陵は現兆域周回七十四間六分南面の方形にして丘體を作らず、周圍に石柵、土手、空堀を繞し竹林の間に位し陵上には榿、杉の老樹交生す

御名 寬明^{ゆたかあきら} 醍醐天皇第十三皇子、御母中宮穩子、延長元年七月二十四日御降誕、十一月親王となり三年十月皇太子と立たせ給ひ、八年九月踐祚十一月御即位なし給ふ時に御年八歳、天資英明にましまし給へるが打續ける太平の爲、朝廷の臣卿文弱に流れ政綱弛み中央と地方の連絡を欠き加へて風水災旱しばしば起り盜賊横行す、又地方の豪族興起の氣勢を示し遂に平將門、國香を殺して叛し又藤原純友、西海山陽の海賊を率ひて叛す承平天慶の亂之なり天皇勅して直ちに兵を遣して平定せしめられ給ひしが世態一變の兆漸く萌芽す、天慶九年四月位を皇太弟村上天皇に譲り給ふ御在位十六年、それより朱雀院に御し嵯峨、醍醐、大井河、宇治、東山等にしばく幸し或は芹川、野栗、隈野等に遊獵を試みさせ給ふ、天曆二年八月二條院に徙り三年十一月再び朱雀院に移り六年三月落飾して佛陀壽と號せられ、四月仁和寺の本院に遷御遊され八月十五日(紀元千六百十二年陽九月十一日)御壽三十歳にて崩し給ひ二十日來定寺北野に火化し、二十一日現陵に奉葬、朱雀天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



第六十二代
村上天皇村上陵

(京都市右京區鳴瀧宇多野町)

陵は平地を抜くこと三百三十尺、妙光寺後山中腹に位し南面の圓墳にして松樹蒼生せり、現兆城周回八十二間六分繞すに木柵を以てせり

御名 成明なりあき 醍醐天皇第十五皇子、御母中宮穩子、朱雀天皇同母皇弟たり、延長四年六月二日桂芳坊に御降誕、十一月親王となり天慶三年二月三品に敍し六年十二月大宰帥に任し、七年四月皇太弟と立せ給ひ、九年四月朱雀天皇の譲りを受けて大極殿に即位し給ふ時に御年二十一歳、天皇資性明敏にまし、文學を好み和歌をよくし尤琵琶に御堪能の由、即位の後は専ら政治に御心を委ね給ひ承平天慶の亂の後なれば賑恤を急務とし大いに前代の政を改め華美を廢し、藏人中原助信の紅衣を裂かしめ給ふ、よつて待臣達は初政の嚴なるを恐れしと、然れども寛恕溫裕に互らせられ紫宸殿の老吏に當世と延喜の政の何れが優るかと御下問ありと、政に御留意の程拜察するだに畏し、されば世は泰平を喜べり之れ天曆の治と云ひ延喜の治と並ひ稱さる、されど藤原氏專權の弊害は依然として改まらず、官紀みだれ地方の武士はいよ／＼勢を増し朝威自然と衰へるに至れり、御在位二十一年、康保四年五月十四日不豫、二十五日(紀元一千六百二十七年陽七月十日)清涼殿に崩し給ふ、聖壽四十二歳、是日落飾法名を貞覺と奉り、村上天皇と追諡す、六月四日現陵に奉葬、九日左右衛門府に令して陵に樹を植えしめらる。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

村 上 天 皇



村 上 陵

皇 天 皇

皇 天 皇 御 廟 之 御 跡 也

皇 天 皇 御 廟 之 御 跡 也
皇 天 皇 御 廟 之 御 跡 也
皇 天 皇 御 廟 之 御 跡 也

村 上 天 皇 御 廟

皇 天 皇 御 廟 之 御 跡 也



村 上 陵



冷泉天皇櫻本陵

(京都市左京區鹿ヶ谷法然院町)

陵は西面に築かれたる小圓墳にして、周圍に土手及かなめ生垣を繞し老松森々とす、現兆域二百十六間六分、古へ里俗北塚と稱へしもの又御火葬塚は陵の西南約一丁余の寺の前町にあり

御名 憲平のりひら 村上天皇の第二皇子、御母は中宮安子やすこ、天曆四年五月二十四日丹波守藤原遠規の宅に御降誕、七月親王となり二十三日立太子、康保四年襲芳舎に御踐祚十月紫宸殿に即位遊され給ふ時に御年十八歳、即位の禮は今迄大極殿に於て行われ給ふ例なりしが此時に於て紫宸殿に行わるゝこと初まれり、安和二年橘繁延等不軌を企てたる爲土佐に流され源高明(醍醐天皇皇子)又連座の故を以て大宰權帥に左遷され給ふ、世に安和の變と稱す、又天皇東宮に在す頃より御多病に互らせ給へば太政大臣藤原實賴をして政を攝せしめらる、御在位二年安和二年八月位を皇太弟守平親王もろひらに譲り弘徽殿に徙り尋で冷泉院に徙り、天曆元年四月朱雀院に寛弘五年十二月冷泉院の南殿に還御、八年十月二十四日(紀元一千六百七十一年陽十一月二十七日)崩御遊さる時に御壽六十二、冷泉天皇と追諡し十一月十六日夜櫻本寺あやばんじの北野に火葬し、傍即ち現陵に御骨を藏め奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



段 本 櫻



圓融天皇後村上陵

(京都市右京區鳴瀧宇多野町)

陵は村上陵と相距ること南三丁に在り、東面の圓墳にして、陵上には松樹鬱蒼とす、繞らすにうばめ、かなめの生垣を以てし現兆域周回六十六間、現陵は明治廿二年御修治せられたるものなり

御名 守平もりひら 村上天皇第五皇子、御母は中宮安子、冷泉天皇同母皇弟たり天徳三年三月二日御降誕、十月親王となり康保四年九月皇太弟と立たせ給ひ安和二年八月冷泉天皇の譲りを受けて九月大極殿に即位し給ふ時に御年十一歳未だ御幼少にましまして太政大臣藤原實賴をして政を攝せられ給ふ、然るに實賴間もなく薨じたれば朝臣の間に權勢の爭奪行わる、藤原氏一門殊に甚しく伊尹これただの薨後兼通兼家兄弟相争ひ醜態の極を曝露せり、然して兼通その志を得て天延二年太政大臣となり天下の政を關白し、國政を上聞に達すること稀にして常に婦人佞人を近侍せしめる等横暴の振舞日に日に募る、されば天皇御在位十五年にして永觀二年八月位を皇太子師貞親王まろきだ(花山天皇)に譲り、紫野又は大井川に幸し詩歌風流に送星遊され給ひしことあれど寛和元年八月御疾に依りて落飾遊され金剛法と號し九月圓融院(今ノ龜安寺)に徙り正暦二年二月十二日(紀元千六百五十一年陽三月六日)同院に崩御時に御年三十三歳十九日寺の北原に火葬し式部權大輔菅原輔正御骨を奉して現陵に藏め奉りたり。

參陸日誌

昭和

年

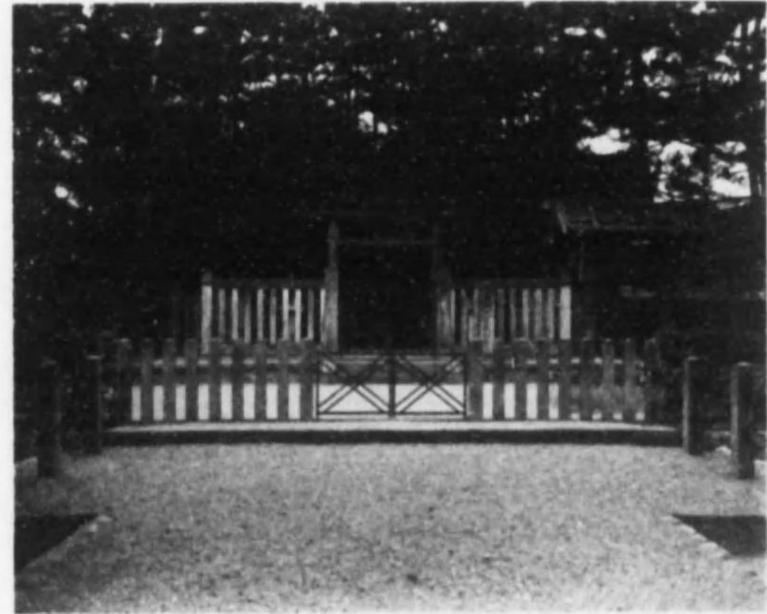
月

日

附近探勝記



圓 融 天 皇



後 村 上 陵



圓融天皇對村上刻

（京都府京都市山科區山科）

日本書紀卷之六十八、大正天皇御紀云、顯慶二年四月、天皇御幸山科、見皇孫村上、其時、村上、年十一、天皇御覽、曰、此兒、骨節、甚壯、必當、大有、志氣、朕、將、以、皇孫、之、禮、待、之、遂、以、村上、為、皇孫、村上、聞、之、即、上、表、曰、臣、聞、皇孫、之、禮、宜、有、重、祭、服、之、飾、而、臣、所、居、之、處、乃、野、中、無、有、祭、服、之、物、臣、恐、無、以、奉、養、皇孫、之、禮、臣、願、乞、假、使、臣、等、往、山科、採、集、祭、服、之、物、以、奉、皇孫、之、禮、天皇、許、之、遂、遣、村上、等、往、山科、採、集、祭、服、之、物、以、奉、皇孫、之、禮、村上、等、往、山科、採、集、祭、服、之、物、以、奉、皇孫、之、禮、村上、等、往、山科、採、集、祭、服、之、物、以、奉、皇孫、之、禮、村上、等、往、山科、採、集、祭、服、之、物、以、奉、皇孫、之、禮、



後村上段



花山天皇紙屋上陵

(京都市上京区衣笠北道町)

陵は現兆域周回七十六間南面に築かれたる橢圓形の御塚にして東西凡そ四五間南北五尺、元陵上には菩提樹の老木あり松杉枝を交へ叢生す、墳墓を回すに空陸を以てし周圍に土手及杉の生垣を繞す

御名 師貞しりさだ 冷泉天皇第一皇子、御母は贈皇太后懷子やすこ、安和元年十月二十六日藤原伊尹の一條第に御降誕、十二月親王となり二年八月皇太子と立ち給ひ永觀二年八月圓融帝の譲りを受け十月大極殿に即位し給ふ時に御年十七歳、天資英明に互らせ給ひ藤原氏の勢ひ皇室を凌ぎ横暴にして朝政の類るを敷かせ給ひ忠臣良懷よしむねを用ひ朝紀の振肅を計らせ給ふ、されば一時大いに改まりたれど藤原兼家等天皇の未だ御若年なるを利し欺き奉り御出家を勧め、御在位僅かに二年にして己が女の御所生一條天皇に位を譲らしめ給ふ、天皇花山くはさんの元慶寺に入りて僧となり入覺と號し給ふ時に聖壽十九歳、それより名山古刹を遍曆し熊野に幸さるゝにも御徒步にて審さに艱苦をなめ給ふと、今に西國靈場として世人の崇拜する處も實に天皇の御創めと承る、又和歌を好み給ひ拾遺集は御親選なり、寛弘五年二月八日(紀元一千六百六十八年陽三月二十三日)夜亥刻花山院に崩御聖壽四十一歳、花山天皇と追諡し十七日夜現陵に奉葬遺詔に依りて諸事凡人の儀の如しと云ふ。

參陵日誌

昭和

年

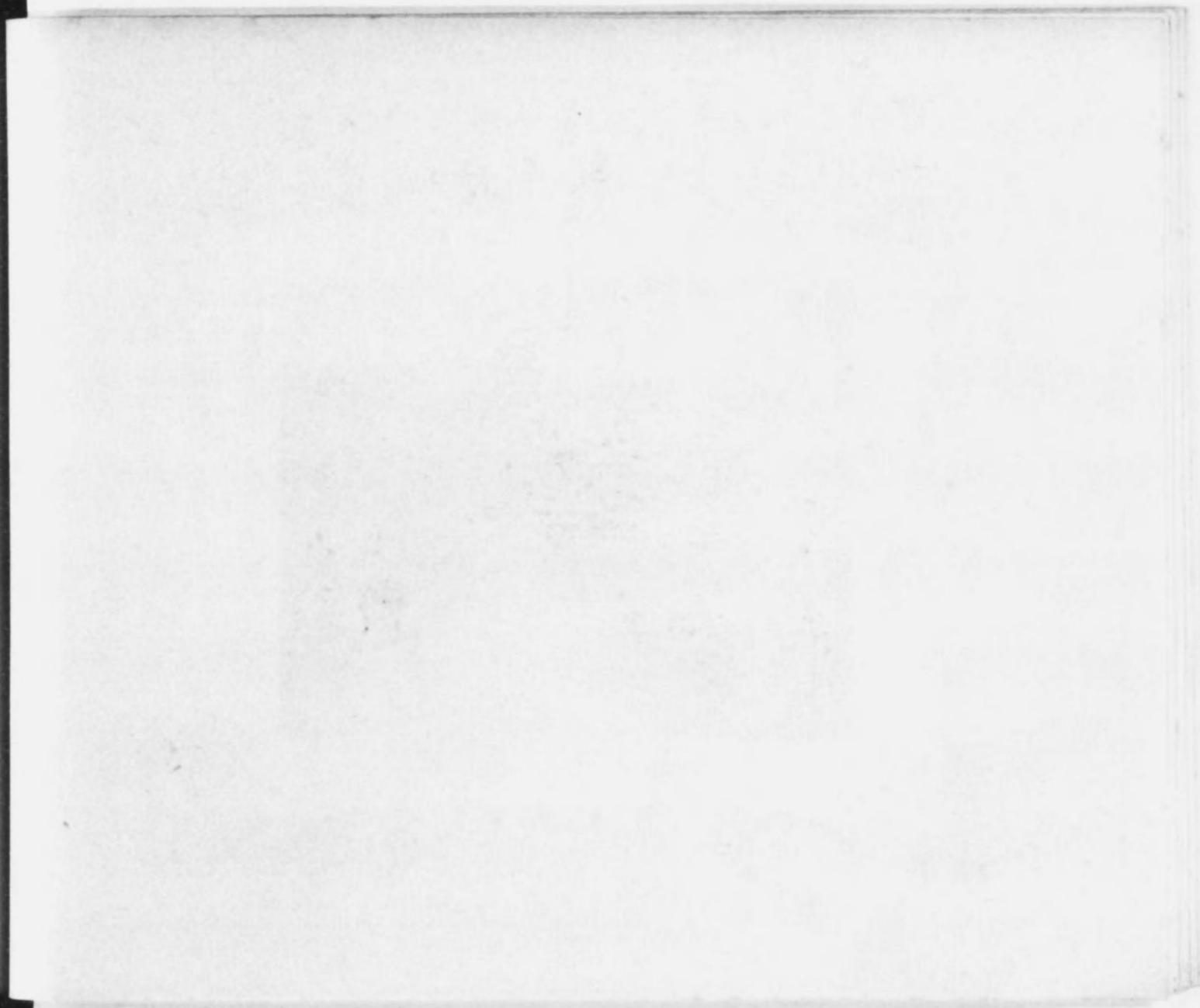
月

日

附近探勝記



紙 屋 上 陵



第六十六代

一條天皇 圓融寺北陵

第七十三代

堀河天皇 後圓教寺陵

(京都市右京區龍安寺朱山)

陵は、二陵一兆にして、東西相並び、現兆域周回百十三間五分、二陵共圓墳にして南に面し周圍に土壘を繞し、南面中央に御拜所一箇所あり、陵上には松樹森々とせり

一條天皇 御名 懷仁 圓融天皇第一皇子、御母皇太后詮子(東三條院)天元三年六月一日御降誕、永觀二年八月二十七日立太子、寛和二年六月受禪の禮を行ひ七月大極殿に即位遊さる、時に御壽七歳、藤原兼家を攝政となし給ふ、又御仁慈の御心深く庶民を憫ませ給へり、御在位二十五年、寛弘八年六月十三日位を皇太子に譲り二十二日(紀元一千六百七十一年陽七月三十一日)一條院中殿に崩御、聖壽三十二歳、一條天皇と追號し奉り七月八日北山長坂野に火葬し、九日拾骨圓教寺に奉安、九年の後現陵に奉葬す。

堀河天皇 御名 善仁 白河天皇第三皇子、御母中宮賢子、承暦三年七月九日御降誕、應徳三年十一月二十六日立太子、即日受禪、十二月大極殿に御即位遊さる、時に御壽八歳、御在位二十一年、改元三度、天皇御在位中は白河法皇の院政中なれど御心を政事に留め給ひ、奏案は必ず復視あらせらる、寛治五年清原武衡叛し源義家をして平定せしむ、後三年の役これなり、嘉承二年七月十九日(紀元千七百六十七年陽八月十六日)堀河院の中殿に崩御、時に御壽二十九、二十四日堀河院と追號し奉る、香隆寺坤方の野に火葬し、三年の後御骨を現陵に奉葬す。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



致学致思 · 致礼致意



第六十七代

三條天皇北山陵

(京都市上京區衣笠殿町)

陵は現兆域周回九十五間六分南に面したる圓墳にして左大文字山の東麓に位し、三方田圃に圍まれ西方小徑に面す、陵上には老松森々と枝を交へたり

御名 居貞いさだ 冷泉天皇第二皇子、御母贈皇太后超子すゑこ、花山天皇の異母皇弟たり、貞元元年正月三日外祖太政大臣藤原兼家の東三條第に御降誕、天元元年十一月親王となり、寛和二年七月皇太子とたち給ひ、寛弘八年六月一條天皇の禪を受け十月大極殿に即位し給ふ、時に御年三十六歳、一條天皇の第二皇子敦成親王を立て、皇太子となし翌春長和と改元し元年四月女御藤原成子なりこを皇后とたて給ふ、天皇又藤原氏の出なれど即位の時藤原道長左大臣として權勢並ぶ者なく専横甚しかりしを深く惡み寂慮を膺ませ給ふの余り、御眼疾を患ひ遂に盲目となり給ふ爲に朝會の臨御も減じたれば道長諷刺して位を譲らしめ給ふ、其夜たま／＼明月なりしかば、天皇「心にもあらで浮世にながらへば戀しかるべき夜半の月か那」と悲しき御迷懷あらせ給ふ御痛わしき限り、時は長和五年正月二十九日御在位五年、寛弘元年四月二十九日不豫に依り落飾金剛淨と號し五月九日(紀元千六百七十七年陽六月十一日)三條院に崩じ給ふ、時に聖壽四十二歳、三條天皇と追號し十二日夜船岡の西邊岩蔭に火葬し、現陵に奉葬す。

參陵日誌

昭和

年

月

日

附近探影記

皇紀一〇八二
 皇紀一〇八三
 皇紀一〇八四
 皇紀一〇八五
 皇紀一〇八六
 皇紀一〇八七
 皇紀一〇八八
 皇紀一〇八九
 皇紀一〇九〇
 皇紀一〇九一
 皇紀一〇九二
 皇紀一〇九三
 皇紀一〇九四
 皇紀一〇九五
 皇紀一〇九六
 皇紀一〇九七
 皇紀一〇九八
 皇紀一〇九九
 皇紀一〇一〇〇

三修天皇
 皇紀一〇八二
 皇紀一〇八三
 皇紀一〇八四
 皇紀一〇八五
 皇紀一〇八六
 皇紀一〇八七
 皇紀一〇八八
 皇紀一〇八九
 皇紀一〇九〇
 皇紀一〇九一
 皇紀一〇九二
 皇紀一〇九三
 皇紀一〇九四
 皇紀一〇九五
 皇紀一〇九六
 皇紀一〇九七
 皇紀一〇九八
 皇紀一〇九九
 皇紀一〇一〇〇

三修天皇北山御

皇紀一〇八二

三 修 天 皇



北 山 陵





陵 山 北



後一條天皇菩提樹院陵

(京都市左京区吉田神樂岡町)

陵は東に面したる圓墳なり、地は神樂岡の東麓に位し山に倚りて營まれ、封土の高さ十尺余、回六十余間周隍の痕を存すと云ふ、其南に御冷泉天皇中宮章子内親王の御陵あり共に圓墳にして一兆たり、二陵を通して周回百四十八間五分、陵上には老松鬱蒼として尊嚴を加ふ

御名 敦成 あつなり 一條天皇第二皇子、御母は中宮彰子(上東門院)寛弘五年九月十一日外祖藤原道長の上東門第に御降誕、十月親王となり、八年六月十三日立太子、長和五年正月三條天皇の禪を受けて二月大極殿に即位し給ふ、時に御年九歳、當時外祖藤原道長専權甚しく「此世をば我世とぞ思ふ望月の」と歌ひしと云ふ、然れども天皇又其間に處し庶民を勞わり給ふ、後奉葬に際し役夫相語りて「聖主二十年間我が肩を息わしめたまふ、今にして力を効さざるべけんや」と敬慮の程追想するだに畏し、然し都は藤原氏を始め貴族等榮華に耽り遊宴に日を送る間、地方争亂相つぎ寛仁元年(紀元千六百七十九年)朝鮮北方の刀伊兵船五十余を以て入寇、對馬、壹岐を侵し筑前に迫れりされば藤原隆家之を退けぬ、尙其後九年平忠常下總に叛せり、朝廷平直方に討たしめしも功なく、源賴信之を平ぐ之より源氏東國に勢を得たり、御在位二十年、長元九年四月十七日(紀元千六百九十六年陽五月廿一日)崩御、聖壽二十九歳、後一條と追號、五月十三日現陵所に火葬し御骨を淨土寺に奉安、三年の後長久元年十一月十日現陵に藏め奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



陵院樹提著



第六十九代
後朱雀天皇圓乘寺陵

第七十代

後冷泉天皇圓教寺陵

第七十一代

後三條天皇圓宗寺陵

(京都市右京區龍安寺山)

陵は龍安寺方丈の北背數十歩の山麓に、山に倚りて營み三陵共圓墳にして封土の高さ十尺許、中央後朱雀天皇、西は後三條天皇、東は後冷泉天皇と東西相並び三陵一兆にして周回百三十五間、陵上には松杉雜樹交生す、御拜所は南に面し鳥居三基相並び、一般御拜所は前面中央にあり

後朱雀天皇 御名 敦良 一條天皇第三皇子、御母中宮彰子、後一條帝の同母皇弟、寛弘六年十一月二十五日上東門第に降誕、寛仁元年立太子、長元九年四月受禪、七月大極殿に即位し給ふ時に御年二十九歳、英明の君に在せしが、關白賴道惠恣にして御志を伸ばし奉らしめず、寛德二年正月在位九年にして讓位、同年正月十八日(紀元千七百五十年陽二月十三日)崩御聖壽三十七歳、後朱雀院と追號、二月二十一日香隆寺乾の原に火葬し十年の後現陵に奉葬す。

後冷泉天皇 御名 親仁 後朱雀天皇第一皇子、御母贈皇太后婧子、萬壽二年八月三日京極第に御降誕、長曆元年八月立太子、寛德二年正月受禪、四月大極殿に即位し給ふ、當時關白賴道惠恣にして英資未だ伸び給わざりき、都には朝臣奢侈に耽り文學工藝大いに榮たれど地方亂れ、安部賴時、陸奥に叛したれば、源賴義及義家をして平げしめ給ふ、前九年の役これなり、御在位二十三年治暦四年四月十九日(紀元千七百二十八年陽五月二十八日)賀陽院に崩御、時に御年四十四歳、五月五日後冷泉院と追號し奉り、船岡の坤の原に火化し御骨を現陵地に藏め奉る。

後三條天皇 御名 尊仁 後朱雀天皇第二皇子、御母皇后禎子内親王(三條天

後冷泉院の異母皇弟、長元七年七月十八日春宮亮源行任の宅に御降誕
 寛德二年正月皇太弟とたち給ふ、天皇藤原氏の出にあらざれば關白頼道之を
 疎じ東宮の寶物壺切劍を吝に抑留し渡し奉らず、揚言して「假令位を青關に
 正し給ふと雖も藤原の出に非ざれば則ち得べからず」と帝聞きて「一劍何か
 用ひん我欲せず」とかの頼山陽「劍不可傳不傳可吾不恃劍吾恃我」と詠
 ぜしも實に此時の事なり、帝儲位に在ます事二十有余年天縱の英資を以て靜
 修長養深く神度を體し忍從遊さる、治曆四年閑院に踐祥し、七月太政官廳に
 即位し給ふに及び傲岸なる頼道も其威嚴を憚り自ら宇治に屏居せり、而して
 教道代りて關白たるも唯員に備るのみ、天皇幼にして學を好み才能絶倫旁ら
 佛乘に通じ筆を好くせらる、又一條院以來政相門に歸し朝憲稍や弛めば帝、
 剛健嚴明他の牽制を受けず、精勵治を圖り萬機を親裁遊されしかば規模大い
 に定まり、萬機皆公道に従ひ、理に合されば太后の言ふ處と雖も從はず、些
 の私なく、藤原氏の惠志を制し給へば同氏の勢急轉直下し、皇綱大いに張り群
 下肅然たり、又御親ら斗量の制を定め宣旨外を作らしめ、莊園を檢し紀錄所
 を設け、奢侈を戒め儉素を向ひ其範を垂れ給ふ等御事蹟枚舉に遑あらず、然
 るに御在位四年にて皇太子に位を譲り、延久五年五月七日(紀元千七百三十三年陽
 六月二十一日)聖壽四十歳にて崩し給ふ、前關白宇治にありて「帝にして早く崩
 する邦家の不幸之より大なるはなし」と嘆したり、後三條院と追號し、十七
 日神樂岡の南の原に火葬し、現陵地に御骨を藏め奉る。

後冷泉天皇
 御名 藤原 頼朝
 御宇 長元 七年 七月 十八日 春宮亮源行任の宅に御降誕

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

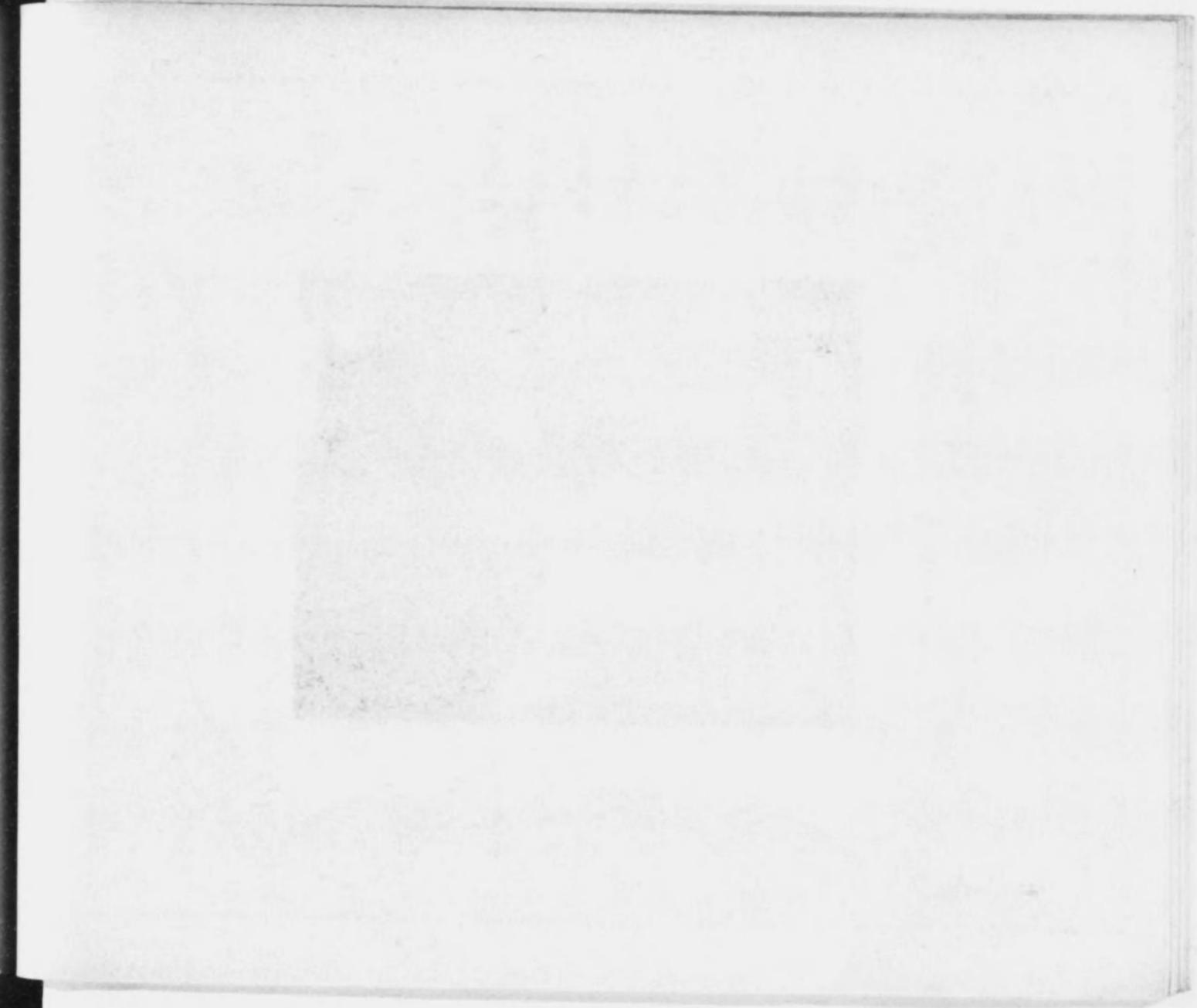
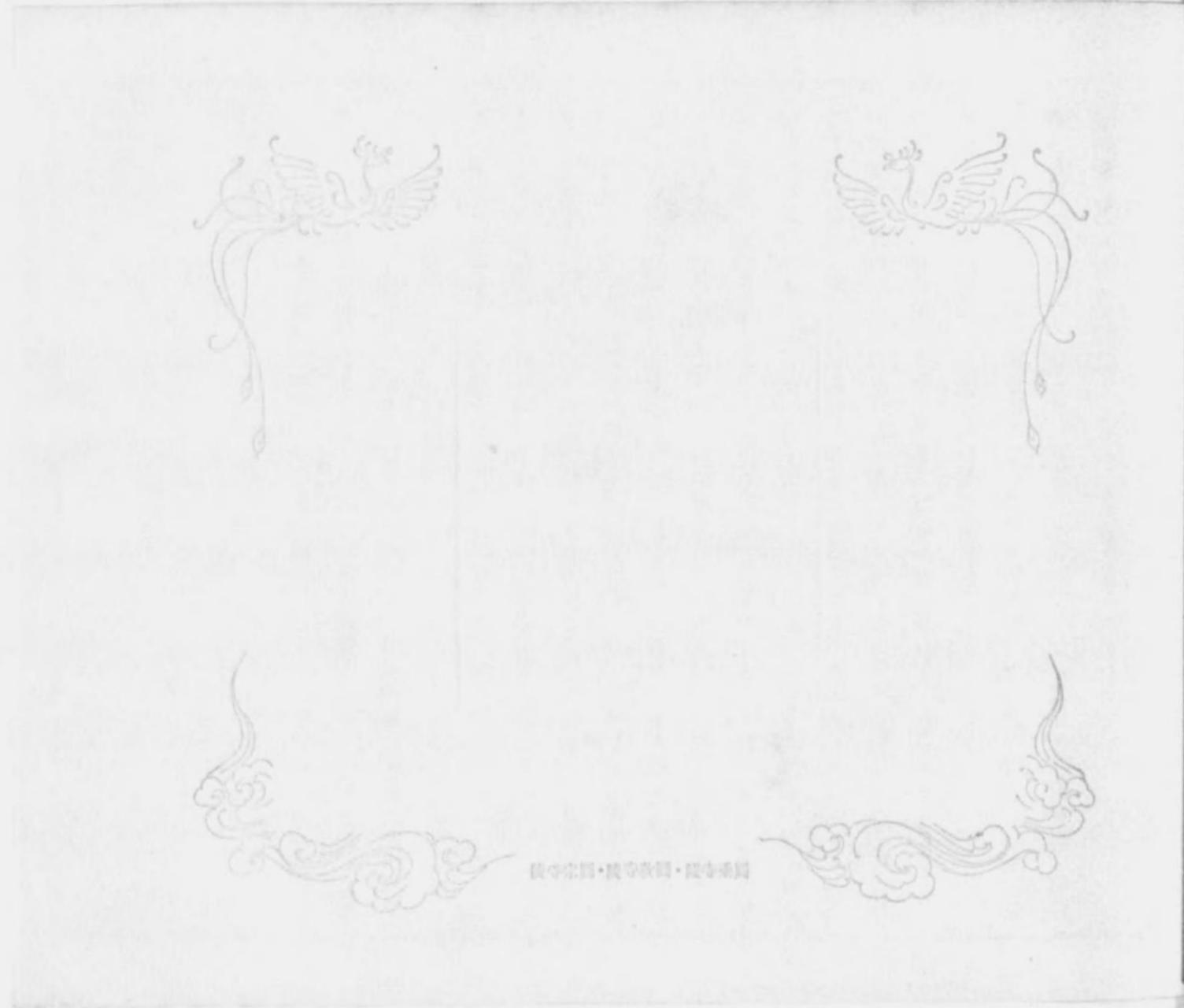
日輪懸て影は長し、皇太后御陵の奇蹟を説く。皇太后御陵の奇蹟を説く。皇太后御陵の奇蹟を説く。皇太后御陵の奇蹟を説く。皇太后御陵の奇蹟を説く。

後 後
朱 三
雀 條
天 天
皇 皇



日 圓
乘 教
寺 宗
陵 陵





第七十二代
白河天皇成菩提院陵

(京都市伏見區竹田成菩提院町)

陵は現兆域周回百十二間三分、東面の方形墳にして封土の高さ四尺余、四周に隴を繞す元、現陵は封土上に帝、生前に營み給える三屬の塔ありしも建長元年火災し其遺墟にして陵上には松樹叢生す

御名 貞仁^{さだひと} 後三條天皇第一皇子、御母贈皇太后茂子、天喜元年六月十九日御降誕、治暦四年八月親王となり延久元年四月皇太子となり四年十二月禪を受けて大極殿に即位し給ふ時に御壽二十歳、天資英明果斷にましく、父帝の御遺志を紹ぎて皇權の發揚に勉め給ひ、政を親裁して藤原氏を抑へ給ふ御在位十三年、應徳三年(紀元千七百四十六年)十一月位を皇太子に譲り給へど尙院廳を置きて政を聽き給ふ、院政こゝに始まり政權全く院中に移り院宣は詔勅よりも重く大臣關白は殆ど空名に等し、後落髮して法皇となり融觀と號し、堀河、鳥羽、崇徳三天皇の御代四十余年院政を聽き給へば藤原氏の勢大いに衰ふ、法皇深く佛教を信じ又豪奢を好み宮殿を建て寺塔を營み、また屢々高野熊野に幸し頻に法要を營み給へば財政大いに亂れ賣官の弊再ひ起り僧徒亦我儘を振舞ひ僧兵は暴行を常とせりされば法皇さへ「朕の意の如くならざるは賀茂川の水と雙六の骰子と山法師なり」と歎し給へりと云ふ、大治四年七月七日(紀元一千七百八十九年陽七月三十一日)三條室町第に聖壽七十七にて崩御、八日白河天皇と追號し奉り十五日衣笠山東麓に火葬し御骨を香隆寺に奉安、二年の後現陵の三層塔下に奉葬し奉る。

參攷日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



成善提院陵



Faint text or characters located below the central stamp on the right page.

鳥羽天皇安樂壽院陵

(京都市伏見區竹田内畑町)

陵は現兆域周回五十間地を方形に畫し繞らすに高塀を以てし東面中央に高麗門あり内に瓦葺寶形作りの法華堂あり方十五尺東面す、之れ天皇勅營の三層塔、所謂本御塔の遺墟に建てたるものなり

御名 宗仁（しむねひと） 堀河天皇第一皇子、御母贈皇太后（つむぎ）苴子、康保五年正月十六日左少辨藤原顯隆の五條第に生誕遊さる、八月立ちて皇太子となり、嘉承二年七月大炊殿に踐祚し十二月大極殿に即位遊され給ふ、時に御年五歳、關白右大臣忠實を攝政とされたが、皇祖父白河法皇院中に政を聽き給ふ、天永二年大江匡房薨す、才學一世に高く、後三條院の春宮侍讀たり兵法に通し源義家等師事す、天皇御在位十六年、改元五度保安四年位を皇太子顯仁親王に譲り給ふ、時に御年二十一歳、太上天皇の尊稱を受けられ大治四年七月七日、白河法皇崩御の後法皇に倣ひ政を院中に決せられ永治元年三月薨髮空覺と號せらる帝かつて帝範を菅原在良に受け天文に通じ、催馬樂を好み古記を涉覽し典故に通じ給ふ、又深く佛教に歸依し容義を好み種々講究衣制を改め給へり院中にある事二十七年、又内嬖美福門院最も寵を受け、所生體仁親王をたて重仁親王を退け雅仁親王をたて給へば、保元の亂の因を讓す、保元元年七月二日（紀元千八百十六年陽七月二十七日）聖壽五十四にて崩御、鳥羽院と追諡し現陵地に藏め奉る。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



安樂壽院



第七十五代
崇徳天皇 白峯陵

(香川県綾歌郡松山村大字青海)

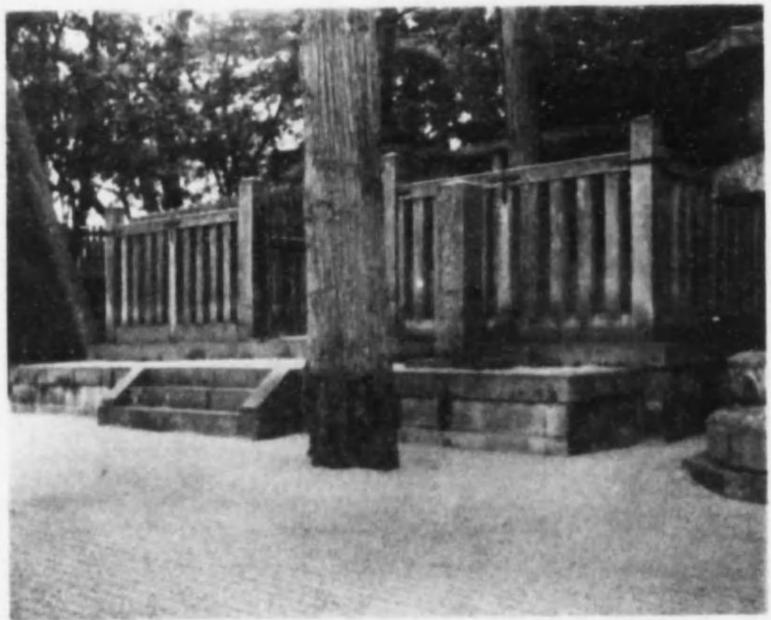
陵は高さ約八尺の方墳にして、周圍に石柵及木柵を繞し山巔標高九百二十尺余に位し、現兆城周回四百四十六間余

御名 顯仁^{あきひと} 鳥羽天皇第一皇子、御母は中宮璋子(侍賢門院)元永二年五月二十八日御降誕、保安四年正月立太子即日受禪二月大極殿に即位遊さる、御在位十九年此間白河院、鳥羽院二上皇相繼で院中に政を聽しめし絡ひ、永治元年十二月皇太弟(近衛天皇)に御位を譲り三條西洞院第に御し給へど讓位素より叡慮に非ず、鳥羽院皇后得子(美福門院)鳥羽院に説いて強ふる所久壽二年近衛天皇崩ぜられしかば天皇、皇子重仁親王を立てんとし給ひしが、皇后得子法皇に勧め雅仁親王(後白河天皇)を立て給ふ、至孝至仁の天皇叡慮平かならざりしもよく忍從遊ばされしも、保元元年七月法皇崩御遊ばされしかば、左大臣藤原頼通等と謀り兵を舉げ皇位を争わせ給しが軍利あらず、潛に仁和寺に幸し落飾し讃岐に遷され給ふ、茲に御する事八年、長寛二年八月二十六日(紀元千八百廿四年陽九月二十一日)御壽四十六歳にて崩御、九月十八日遺詔に依りて白峯寺西北の石巖に火化し奉り、御拾骨の事なく其跡に就きて陵丘を營みたるもの治承元年七月、崇徳天皇と追號し奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

崇 德 天 皇

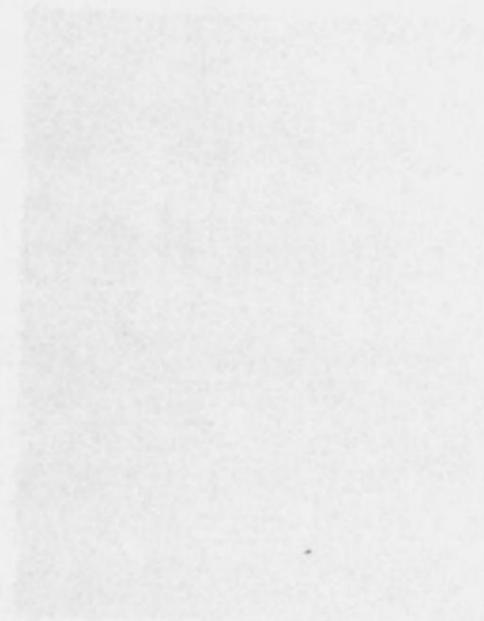


白 峯 陵

崇德天皇白峯陵... (Detailed historical text regarding the emperor's reign and the mausoleo)



白 崇 陵



近衛天皇安樂壽院南陵

(京都市伏見区竹田内御町)

陵は現兆域周回八十七間、方三間六分、高さ九十四尺瓦葺二層多寶塔にして東面す、周四十四間、繞らすに透塀を以てし、正面に高麗門あり始め此塔は鳥羽天皇が皇后美福門院の爲め崩後の陵所として勅營せられたるが、皇后崩御の時遺詔して高野山に御藏めしめしかば、寂虛空しく徒爾に歸す、依て天皇の陵となす、然るに慶長元年閏七月大震に際して塔顛倒し豊臣秀頼、片桓且元に下命、十一年十一月十五日落慶したる塔、是れ則ち現陵なり

御名 體仁たうじん 鳥羽天皇第八皇子、御母皇后得子(美福門院)崇徳院、後白河院、二帝の異母皇弟たり、保延五年五月十八日御降誕、七月親王となり八月皇太子と立ち給ふ、永治元年十二月鳥羽法皇の旨を以て改めて皇太弟と稱し崇徳天皇の禪を受けて大極殿に即位し給ふ時に御年三歳、關白忠道を攝政となし給ふ、天皇容姿殊に美しく和歌を好み古作者の風あらせられしと、御在位十四年中政機悉く鳥羽法皇より出で給えり、左大臣藤原頼長攝政忠道をねたみ法皇に讒す、天皇これを惡み忠道を寵し給ひしが法皇を憚り意に任せず、常に鬱々として樂みませず、積ること久しきに遂に病を得て久壽二年七月二十三日(紀元一千八百十五年陽八月二十九日)近衛殿に崩御、時に聖壽十七歳、二十七日近衛院と追號、八月一日船岡の西の原に火化し翌日御拾骨知足院に藏め奉れるを、八年の後現陵に移し奉る。

參院日記

昭和

年

月

日

附近探野記



安樂壽院南院



後白河天皇はしろへてんかうじのみかみ法住寺陵

(京都市東山区三十三間堂廻り町)

陵は西面の法華堂にして方十尺軒の高さ十二尺瓦葺東西榮單切妻造りにして向拜あり、堂中に木彫の御宸影を奉安す、堂下地中に石廊あり是れ奉葬の處なり、御堂前面左右に透塀を建て中央に高麗門あり、現兆城周回九十間なり

御名 雅仁まさひと 鳥羽天皇の第四皇子、御母は中宮環子かみこ(待賢門院)崇徳天皇同母皇弟近衛天皇異母皇兄たり、大治二年九月十一日三條殿に御降誕、十一月親王となり久壽二年七月高松殿に踐祚し十月大極殿に即位遊さる、時に御壽二十九歳、崇徳上皇は初め鳥羽法皇の強ふる處に依り位を近衛院に譲りしが、同天皇崩後當然上皇の皇子重仁親王しげひとの即位を期せしが、後白河天皇即位あれば、意外に思召し意安からず、時に藤原頼長兄忠道と不和なれば上皇と謀り鳥羽法皇崩後保元元年(紀元千八百十六年)兵を擧ぐ即ち保元の亂なり、天皇平清盛源義朝を召し上皇の軍を破り九月平定せらる、天皇御在位僅か三年にして皇太子守仁親王もりひとに譲位し院中に萬機を聽し召し給ふ、されど二條天皇平治元年京洛再び亂る之れ平治の亂なり(紀元千八百十九年)平清盛直ちに平げたれば之より政權平家の手へ歸し、法皇皇權の恢復に勤め院中に三十年(二條、六條高倉、安德、後鳥羽)幼帝を擁立せらること五代に及べり、建久三年三月十三日(紀元千八百五十二年陽五月三日)聖壽六十六歳にて六條西洞院殿に崩し、十五日現陵に奉葬、後白河天皇と追諡す。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



法住寺



二條天皇（こうしゅうじのみこと）香隆寺陵

（京都市上京區平野八丁神町）

陵は南面の圓墳にして陵上には五葉松一株を植え城内松樹の古木鬱蒼とせり現兆域周回百三十一間六分附近には、後朱雀、白河、堀河三帝の御火葬塚あり舊香隆寺の趾に現陵を營む

御名 守仁（もりひと） 後白河天皇第一皇子、御母贈皇太后懿子、（紀元一千八百十九年） 康治二年六月十七日三條東洞院第に御降誕、久壽二年九月二十三日親王となり即日皇太子と立たせ給ふ時に御年十二、保元三年八月十一日受禪十二月大極殿に即位遊さる、御年十六歳、天皇幼にして恃を失ひ美福門院鞠養する所なれば、後白河上皇院中に萬機を聽き給ふ、平治元年十二月九日藤原信賴、源義朝等叛し三條殿を襲ひ、上皇を本御書所に天皇を黒戸御所に遷し奉る、天皇潛に宮を出で給ひ平清盛の六波羅第に幸し上皇又仁和寺に入らせ給ふ、既にして清盛、重盛等義朝、信賴を討ち廿八日美福門院の八條第に御し給ふ之れ即ち平治の亂なり、（紀元一千八百十九年） 其爲め源賴朝 翌、永曆元年（紀元千八百廿年） 伊豆に流さる、天皇御若年に互らせ給へど英明、沈重にして、御治に勤め給ひしが御在位七年にして疾を得られ、永萬元年六月位を皇太子に譲り七月二十八日（紀元千八百二十五年陽九月十二日） 二條院に二十三歳にて崩し給ふ、追號し二條院と奉稱、八月七日香隆寺良の野に火化御骨を香隆寺本堂に奉安し後、遺宮を移し三味堂を建て嘉禎二年其堂に遷し奉りたるが後、寺、廢れたれば其趾に現陵を營み奉る。

參院日誌

昭和

年

月

日

附近探勝記



香 齋 寺 院



第七十九代
六條天皇清閑寺陵

第八十代

高倉天皇後清閑寺陵

(京都市東山區清閑寺町歌の中山)

陵は、二帝一兆通じて周二百十五間峡谷の中復に位し、各々畫す、上方六條院陵にて南面の圓墳、上に松杉の老樹並生し門下六十余の石階にて高倉院陵の東側に通じ、高倉院陵は方形の土壇にして高さ二尺方二間半上に椽の大樹あり石欄を繞し南に石門あり、陵側寶篋印塔は小督の墓と謂ふ、門下四十余の石階あり、二陵共四周土堀を繞し正面に檜皮葺平唐門を有し城内松杉楓の老樹鬱蒼として幽邃森嚴邊りを壓す

六條院 御名 順仁のりひと 二條院第二皇子、御母大藏大輔伊岐致遠あきむねの女、長寛二年十一月御降誕、永萬元年六月立太子、即日受禪、七月大極殿に即位遊さる萬機は後白河法皇、院中に聽召され、仁安三年二月御在位三年、詔に依り、高倉院に位を譲り給ふ、時に五歳、安元二年七月十七日(紀元千八百三十六年陽八月三十日)崩御、聖壽十三、六條院と追諡し二十二日現陵に奉葬す。

高倉院 御名 憲仁のりひと 後白河天皇第六皇子、御母皇太后滋子、二條院の異母皇弟、應保元年九月三日御降誕、仁安元年十月立太子、三年二月受禪、三月大極殿に即位遊さる、萬機は皆後白河法皇院中に聽き給ひしが太政大臣清盛旭日の勢にて專横を極む、法皇之を厭われ成親、西光、俊寛等と鹿ヶ谷に會し平氏を除かんと謀りしが事露れ謀臣皆斬流され、法皇を幽し奉らんとす重盛諫し一旦止りしも重盛薨し遂に法皇を鳥羽殿に幽閉し奉り、治承四年天皇を廢し安徳天皇をたて奉る、養和元年正月十四日(紀元千八百四十一年陽二月六日)池殿に二十一にて崩御、高倉院と諡し即夜現陵に奉葬す。

皇陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



设计：陈鹤良·陈鹤良



第八十一代
安徳天皇阿彌陀寺陵

(山口縣下關市大字阿彌陀寺町)

陵は圓墳にして土塀を繞し南東に面す、正面に瓦葺唐門あり、現兆域周圍八十二間七分、陵上には松樹蒼生す

御名 言仁ことひと 高倉天皇第一皇子、御母中宮德子(建禮門院)治承二年十一月十二日御降誕、十二月立太子、四年二月受禪四月紫宸殿に御即位遊さる、時に御壽三歳六月平清盛の奏請をいれられ給ひ、都を福原(神戸市)に遷させらる十一月京都に還幸あらせられしが、清盛薨し平氏の勢日に日に衰へ壽永二年七月、源義仲京都を犯すに及び内大臣平宗盛奏して筑紫に幸し、平家の軍中に御し攝津讃岐の間を轉幸遊され給ひしが、源義經範頼の軍、平氏を追ふ事急にして遂に長門壇の浦に平氏滅亡に際し、二位尼と共に海中に投し崩御遊さる、之れ文治元年三月二十四日(紀元千八百四十五年陽五月二日)聖壽八歳、此事四月京都に傳はり三年四月二十三日、安徳天皇と追諡、建久二年閏十月二十八日長門に勅して阿彌陀寺と稱する堂を建てしめ、天皇の冥福を薦めしめ給ふ、明治八年廢寺し祠を建て赤間宮と改められ二十二年舊帝廟の地に陵を營まる現陵是れなり。

參陸日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記

安 德 天 皇



阿 彌 陀 寺 陵

下圖為阿彌陀寺陵

皇德天皇元年（西曆六百四十六年）... 皇德天皇二年（西曆六百四十七年）... 皇德天皇三年（西曆六百四十八年）... 皇德天皇四年（西曆六百四十九年）... 皇德天皇五年（西曆六百五十年）... 皇德天皇六年（西曆六百五十一年）... 皇德天皇七年（西曆六百五十二年）... 皇德天皇八年（西曆六百五十三年）... 皇德天皇九年（西曆六百五十四年）... 皇德天皇十年（西曆六百五十五年）... 皇德天皇十一年（西曆六百五十六年）... 皇德天皇十二年（西曆六百五十七年）... 皇德天皇十三年（西曆六百五十八年）... 皇德天皇十四年（西曆六百五十九年）... 皇德天皇十五年（西曆六百六十年）... 皇德天皇十六年（西曆六百六十一年）... 皇德天皇十七年（西曆六百六十二年）... 皇德天皇十八年（西曆六百六十三年）... 皇德天皇十九年（西曆六百六十四年）... 皇德天皇二十年（西曆六百六十五年）... 皇德天皇二十一年（西曆六百六十六年）... 皇德天皇二十二年（西曆六百六十七年）... 皇德天皇二十三年（西曆六百六十八年）... 皇德天皇二十四年（西曆六百六十九年）... 皇德天皇二十五年（西曆六百七十年）... 皇德天皇二十六年（西曆六百七十一年）... 皇德天皇二十七年（西曆六百七十二年）... 皇德天皇二十八年（西曆六百七十三年）... 皇德天皇二十九年（西曆六百七十四年）... 皇德天皇三十年（西曆六百七十五年）... 皇德天皇三十一年（西曆六百七十六年）... 皇德天皇三十二年（西曆六百七十七年）... 皇德天皇三十三年（西曆六百七十八年）... 皇德天皇三十四年（西曆六百七十九年）... 皇德天皇三十五年（西曆六百八十年）... 皇德天皇三十六年（西曆六百八十一年）... 皇德天皇三十七年（西曆六百八十二年）... 皇德天皇三十八年（西曆六百八十三年）... 皇德天皇三十九年（西曆六百八十四年）... 皇德天皇四十年（西曆六百八十五年）... 皇德天皇四十一年（西曆六百八十六年）... 皇德天皇四十二年（西曆六百八十七年）... 皇德天皇四十三年（西曆六百八十八年）... 皇德天皇四十四年（西曆六百八十九年）... 皇德天皇四十五年（西曆六百九十年）... 皇德天皇四十六年（西曆六百九十一年）... 皇德天皇四十七年（西曆六百九十二年）... 皇德天皇四十八年（西曆六百九十三年）... 皇德天皇四十九年（西曆六百九十四年）... 皇德天皇五十年（西曆六百九十五年）... 皇德天皇五十一年（西曆六百九十六年）... 皇德天皇五十二年（西曆六百九十七年）... 皇德天皇五十三年（西曆六百九十八年）... 皇德天皇五十四年（西曆六百九十九年）... 皇德天皇五十五年（西曆七百）...

安德天皇四十六年

（西曆六百九十六年）



阿彌陀佛



第八十二代

後鳥羽天皇

第八十四代

順德天皇

大原陵

(京都府愛宕郡大原村大原)

陵は二帝一兆にして、南北相並び共に西面す、中央より南、高さ十七尺、十三層石塔あり、後鳥羽帝陵にして北に地を方形に畫せる一區之れ古の法華堂の故址にして、順德帝陵とす、二陵通じて現兆域周百四間、杉檜雜樹蒼然として聖域を覆へり

後鳥羽天皇 御名 尊成 高倉帝第四皇子、御母准三宮藤原殖子、安德帝異母弟たり、治承四年七月十四日御降誕、壽永二年八月後白河法皇の詔を以て皇太子となり神器なくして踐祚せられ、元暦元年七月太上官廳に即位遊さる時に御年五歳、神器なくして踐祚或は即位し給ふ事、實に古今未曾有なり、文治元年神器を西海より迎へ給ふ、御在位十五年、此間後白河法皇院中にあり近衛基通攝政として政を補け、法皇の崩後は御親ら萬機を統へ給へり、然るに一方源賴朝先に伊豆に起りてより平家を討ち、文治元年守護地頭を置く事を許されしより遂に天下を平定し、鎌倉に於て建久三年(紀元千八百五十二年)征夷大將軍となり、七百年間武家政治の礎をなせり、天皇之を憎み建久九年正月位を皇太子に譲り二條殿に御し討幕の機を待ち給ふ、時變り北條義時執權となり僭侈倨傲宸意に違ふ事多く、天皇遂に討幕の意を決し給ひしが策未だ定まらざるに露れ、幕兵急遽大兵を擁して京師を侵し王師敗れ、天皇遁れて鳥羽殿に遷り落飾受戒良然と號せらる、義時乃ち天皇を隱岐國に幽し奉る、時、承久三年七月の事なり、帝孤島に幽辱し給ふ事十八年、延應元年二月二十二日(紀元千八百九十九年閏四月四日)海部郡刈田郷の行宮に崩し給ふ、聖壽六十六歳、二十五日刈田山中に火葬し北面の武士、藤原能茂御骨を奉して還り、五月十四日大原勝林院に藏め、二十九日顯徳院と追號を奉る、皇子尊快親王御

二十日、大原郡大原村に遷居す。二十一日、御宇に即位す。二十二年、大原郡大原村に遷居す。二十三年、大原郡大原村に遷居す。二十四年、大原郡大原村に遷居す。二十五年、大原郡大原村に遷居す。二十六年、大原郡大原村に遷居す。二十七年、大原郡大原村に遷居す。二十八年、大原郡大原村に遷居す。二十九年、大原郡大原村に遷居す。三十年、大原郡大原村に遷居す。三十一年、大原郡大原村に遷居す。三十二年、大原郡大原村に遷居す。三十三年、大原郡大原村に遷居す。三十四年、大原郡大原村に遷居す。三十五年、大原郡大原村に遷居す。三十六年、大原郡大原村に遷居す。三十七年、大原郡大原村に遷居す。三十八年、大原郡大原村に遷居す。三十九年、大原郡大原村に遷居す。四十年、大原郡大原村に遷居す。四十一年、大原郡大原村に遷居す。四十二年、大原郡大原村に遷居す。四十三年、大原郡大原村に遷居す。四十四年、大原郡大原村に遷居す。四十五年、大原郡大原村に遷居す。四十六年、大原郡大原村に遷居す。四十七年、大原郡大原村に遷居す。四十八年、大原郡大原村に遷居す。四十九年、大原郡大原村に遷居す。五十年、大原郡大原村に遷居す。五十一年、大原郡大原村に遷居す。五十二年、大原郡大原村に遷居す。五十三年、大原郡大原村に遷居す。五十四年、大原郡大原村に遷居す。五十五年、大原郡大原村に遷居す。五十六年、大原郡大原村に遷居す。五十七年、大原郡大原村に遷居す。五十八年、大原郡大原村に遷居す。五十九年、大原郡大原村に遷居す。六十年、大原郡大原村に遷居す。六十年、大原郡大原村に遷居す。

順德天皇

御名 守成 後鳥羽天皇第三皇子、御母は准三宮藤原重子、土御門帝の異母弟たり、建久八年九月十日御降誕、正治元年十二月親王となり、二年四月立太弟、承元四年十一月受禪、十二月太政官廳に即位し給ふ、聖壽十四歳、天資英邁にまし、御父上皇皇權の恢復を謀りおはすに賛せられしが、建久八年實朝殺され當然政の都に復するを思召されしに、北條氏頼經を迎へ將軍とし己れ執權となり益々專權を振ふ、されば承久三年四月御在位十一年にて位を皇太子に譲り、五月上皇の院宣を以て諸國に檄し、憤然討幕の軍を起させ給ふ、事未だ成ざるに王師破れ義時の爲め佐渡に幽せられ給ふ、時に承久三年七月狐島に御する事二十一年、仁治三年九月十二日(紀元千九百二年陽十月十四日)眞野山の行宮に崩し給ふ、聖壽四十六、翌十三日眞野山中に火葬し奉り、待臣康光、玉骨を奉し寛元元年四月大原に還り、五月十三日現陵所に藏め奉り、崩後七年建長元年七月二十日順德天皇と諡し奉る。

母と議し帝、生前營み給へる水無瀬殿を勝林院の傍に移し、法華堂を建て、仁治二年二月玉骨を遷し奉り、三年七月諡號を改めて後鳥羽天皇と稱し奉る。
順德天皇 御名 守成 後鳥羽天皇第三皇子、御母は准三宮藤原重子、土御門帝の異母弟たり、建久八年九月十日御降誕、正治元年十二月親王となり、二年四月立太弟、承元四年十一月受禪、十二月太政官廳に即位し給ふ、聖壽十四歳、天資英邁にまし、御父上皇皇權の恢復を謀りおはすに賛せられしが、建久八年實朝殺され當然政の都に復するを思召されしに、北條氏頼經を迎へ將軍とし己れ執權となり益々專權を振ふ、されば承久三年四月御在位十一年にて位を皇太子に譲り、五月上皇の院宣を以て諸國に檄し、憤然討幕の軍を起させ給ふ、事未だ成ざるに王師破れ義時の爲め佐渡に幽せられ給ふ、時に承久三年七月狐島に御する事二十一年、仁治三年九月十二日(紀元千九百二年陽十月十四日)眞野山の行宮に崩し給ふ、聖壽四十六、翌十三日眞野山中に火葬し奉り、待臣康光、玉骨を奉し寛元元年四月大原に還り、五月十三日現陵所に藏め奉り、崩後七年建長元年七月二十日順德天皇と諡し奉る。
參院日誌 昭和 年 月 日
附近探勝記



大 原 設



土御門天皇かみかみみかみ金原陵

(京都府乙訓郡海印寺村大字金原)

陵は山下丘阜に位し南に面す、封土の高さ凡そ五尺八角形をなせり所謂金原御堂の故趾にして陵上に松樹簇生繁茂す、周圍に空堀土手及かなめ、うばめの生垣を繞し現兆城周回百五十間余

御名 たみのと 爲仁 後鳥羽天皇第一皇子、御母は准三宮源在子、建久六年十二月二日御降誕九年正月皇太子と立たせ給ふ、即日受禪三月太政官廳に即位し給ふ時に御壽四歳、天皇未だ幼少におはせば御父上皇院中に萬機を聽き給ふ天資仁慈溫雅に互らせ給ひ克く忍從遊され、上皇北條氏を討たんと謀り給ふや時未だ至らずと御諫止申上給ふ、されば上皇意平らかならず意氣に燃ゆる皇太子に位を譲らしめ給ふ、御在位十三年之れ承元四年十月なり、天皇元より憚り給わざれとも機微にだも洩し給わず唯富小路殿に閑居し和歌を詠し親ら慰めらる、承久の變に王師破るるに及び義時、後鳥羽上皇、順徳上皇を絶海の孤島に幽し奉る、而して天皇初めより事に與り給わずとして京都に留め給ふ然るに天皇は獨り京地に留るに忍びずと其旨を北條氏に諭す義時遂に土佐に遷し奉り一年の後阿波に涉し奉る、配所に御する事前後十年寛喜三年十月六日不漸落飾し行源と號し十一日(紀元千八百九十一年陽十一月十三日)御年三十七歳を以て行宮に崩ぜらる此地に火葬し玉骨を京都に送り、現陵地に藏め奉り土御門天皇と諡す。

參陵日誌

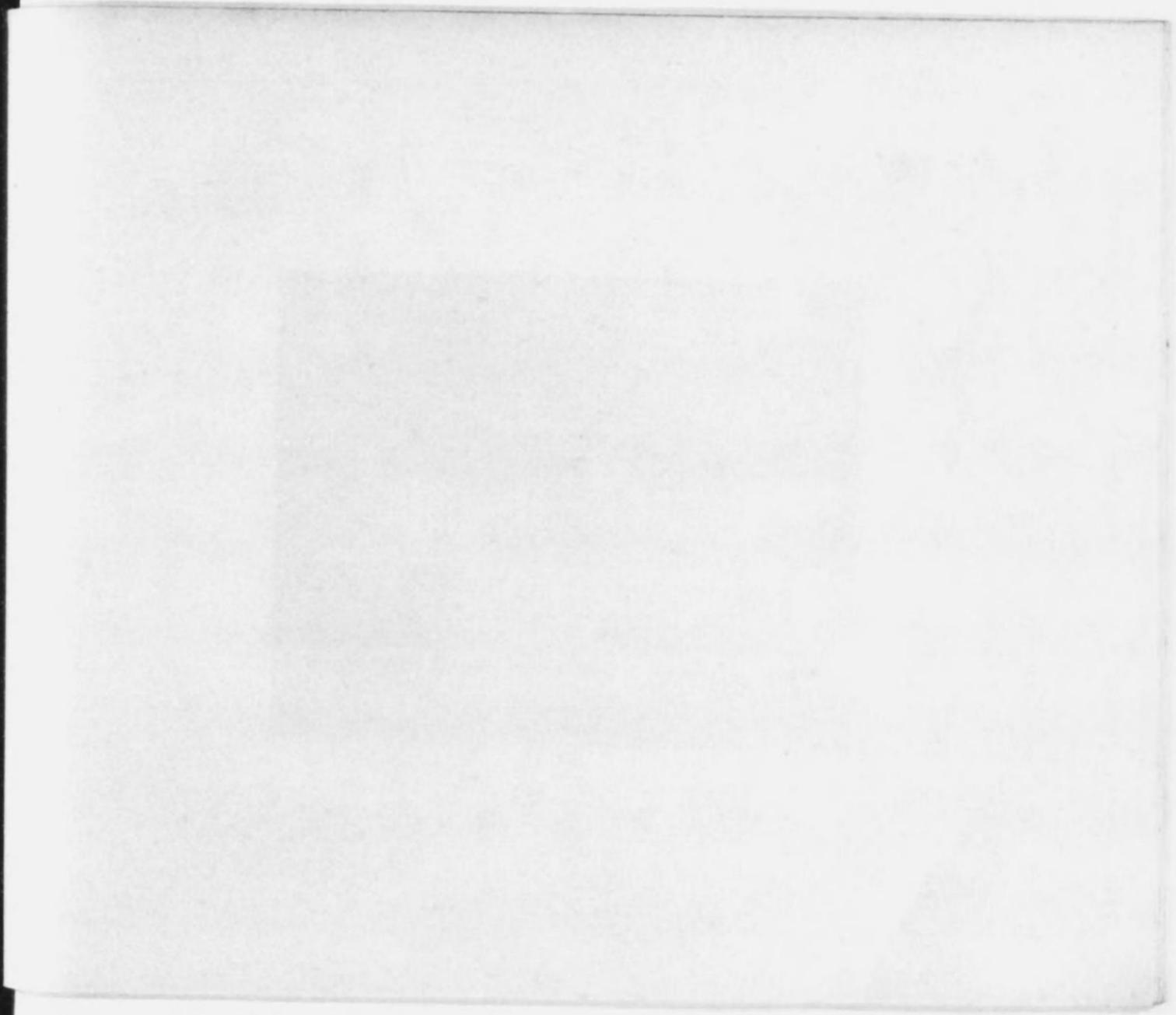
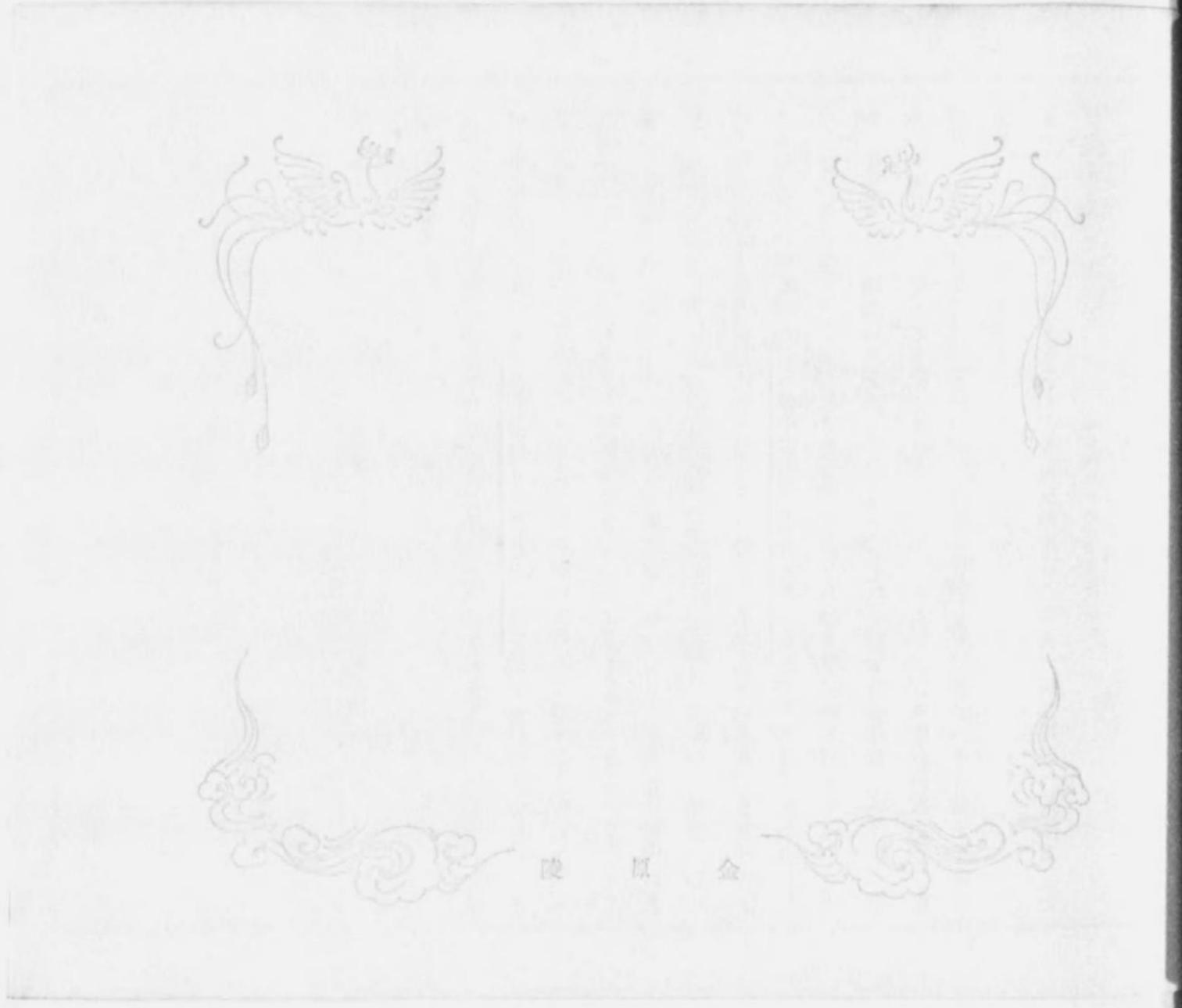
昭和

年

月

日

附近探勝記



第八十五代
仲恭天皇九條陵

(京都市伏見區深草本寺山町)

陵は、崇徳天皇中宮聖子月輪南陵の東約半町の丘上に位し西面の圓墳にして現兆域周回百四十五間七分陵上には松樹蒼生す

御名 懷成かほなり 順徳天皇の第三皇子、御母は中宮立子、建保六年十月十日御降誕十一月親王となり即月皇太子とたち給ひ、承久三年四月聖壽四歳にして閑院に受禪、未だ即位の大禮行せられざる七月即ち御父順徳天皇、御鳥羽上皇と討幕の兵を擧げらるゝに當り便宜位を天皇に譲り舉兵ありしか軍利あらず上皇皆狐島に幽され給ふ、天皇閑院に神器を残して九條殿に難を遁れ給ふ、御在位實に七十余日世に九條廢帝と稱し奉る、されば義時後堀河天皇を迎へ奉り弟泰時(北)時房(南)を六波羅に留めしめ京都を鎮め、ひそかに朝廷を抑へ兼ねて近畿西國を統制せり、之れ六波羅探題の始めにして朝威衰へ爾來百余年政權北條氏の手に歸せり文應元年五月二十日(紀元千八百九十四年閏六月二十五日)崩御聖壽十七歳二十三日奉葬せりとあるも陵史に付きて記せるものなく、又舊きは皇系にも加え奉らず、明治天皇御治三年歴代譜に加へ奉り七月二十三日仲恭天皇と追諡し奉る、明治二十二年六月現陵の封域を定め山陵として修治し勅定遊さる。

參院日誌

昭和

年

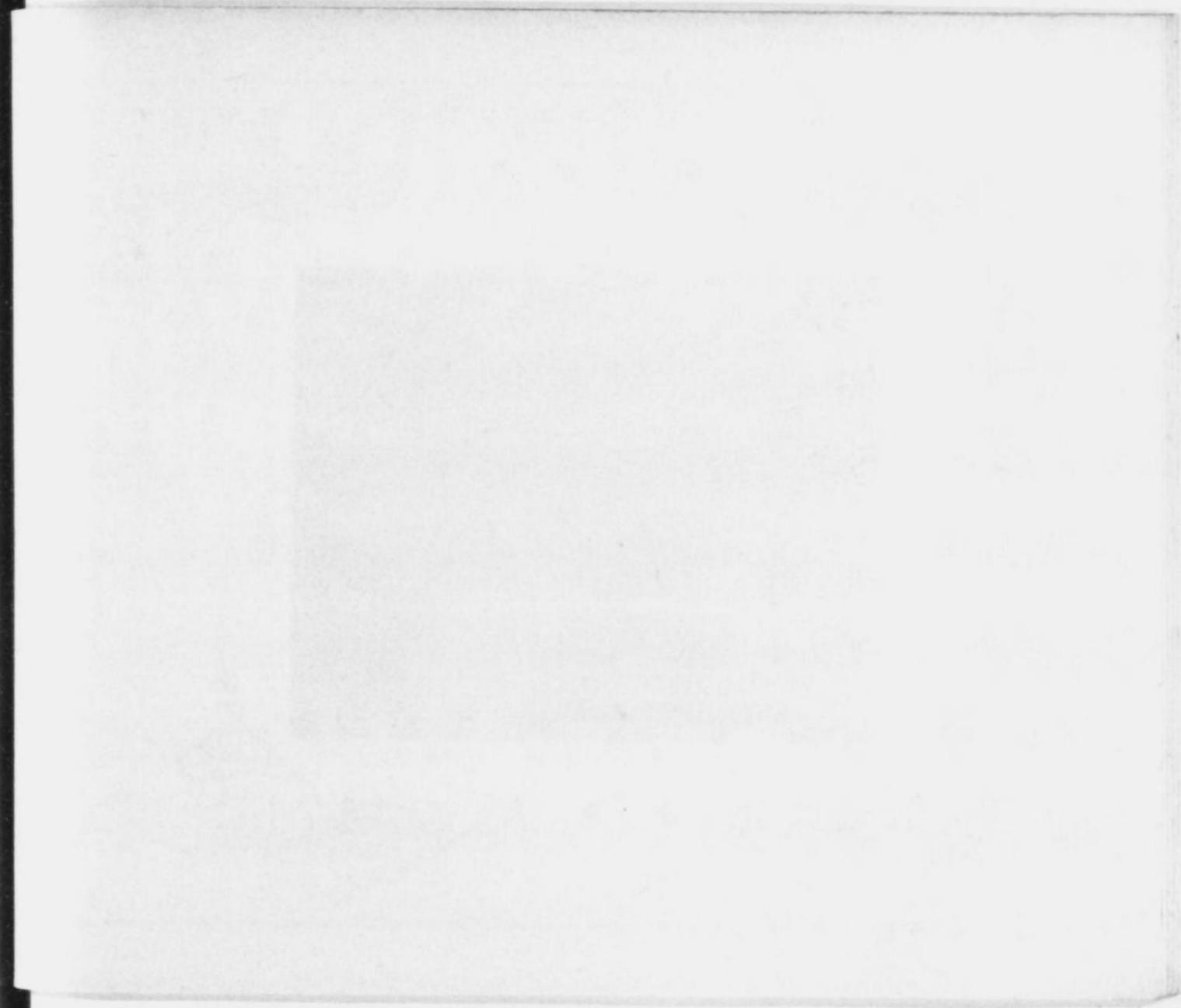
月

日

附近探勝記



九 雀 陵



後堀河天皇觀音寺陵

(京都市東山区今熊野町泉山)

陵は泉涌寺方丈の北方丘上に位し、西面の圓墳にして陵上は松柏の樹を以て覆われ周圍土手石柵を繞す、現兆域周圍百拾六間三分

御名 茂仁（たけひと） 高倉天皇皇孫（後高倉太上天皇一守貞親王の第三王子）御母は准三宮藤原

陳子（北白河院）建歷二年二月十八日御降誕、承久三年七月閑院に踐祚し十二月太上官廳に即位し給ふ時に御歳十歳、前關白家實を以て攝政せしめ給ふ天資英明にして寛仁大量且つ文藻に富ませ給ひしが北條執權盛にして機を待たせ給ふ此御代元仁元年（紀元千八百八十四年）僧觀鷲淨土眞宗を開き又北條泰時執權となり、頼朝の遺法を守り質素を旨とし仁政を施せしかば、武家政治ながら泰平なりき安貞元年（紀元千八百八十七年）僧道元歸朝して曹洞宗を傳ふ貞永元年（紀元千八百九十二年）には幕府貞永式目五十一條即ち訴訟裁決の準據とすべき法を制定す之れは永く武家法律の根本となれり

天皇御在位十一年間貞永元年十月位を皇太子に譲り、冷泉宮小路殿に御し給ひしが文歷元年七月五日不豫八月六日（紀元千八百九十四年陽九月七日）西剎持明院殿に崩御遊され給へり、聖壽二十三歳十一日追諡して後堀河天皇と稱し奉り即夜現陵地に御葬送し奉る。

參陵日誌 昭和 年 月 日

附近探勝記



觀音寺殿

